

第1節 日米地位協定とその見直しに向けた取組等

1 日米地位協定

日米地位協定^{*1}は28条からなり、日米安全保障条約に基づいて1960年（昭和35年）に日米間で結ばれたもので、日本の領域にある間の米軍や米軍人等の権利義務及び米軍の施設・区域の使用や権利関係について定めている。その内容はおおむね以下のとおりである。

(1) 軍隊構成員等用語の定義

日米地位協定における「軍隊の構成員、軍属、家族」を定義している。（第1条）

(2) 提供施設

日本が米側へ提供する施設について、日米合同委員会^{*2}で決められた施設や訓練区域の使用を許可している。（第2条）

日本の公共の安全に十分注意を払う前提で、使用を許可された施設・区域（提供施設）の運営や管理などの権利は、全て米側が持っている。（第3条）

施設の返還にあたっては、米側は原状回復する義務はない。（第4条）

(3) 日本国の租税等の適用除外など

公的な目的で運航される米軍の船舶や航空機・自動車は、日本側に通報すれば無料で米軍基地以外の日本の港や飛行場、高速道路などを使用することができる。（第5条）

米軍人らの出入国については、日本の旅券・査証に関する法律は適用されない（身分証明書等を持つ必要はある）。（第9条）

基本的に、関税や税金は課されない（ただし、一定量を超える物品の輸入には関税がかかる）。（第11条、12条、13条）

日本の運転免許証は、必要ない（米側の免許証は必要）。（第10条）

(4) 国内法の尊重

日本国の法令を「尊重」することとなっている。（第16条）

(5) 裁判権

米軍人が基地の外で起こした事件や事故であっても、公務中であれば裁判権は米側にある。公務外の事件・事故であれば、裁判権は日本側にある。しかし、日本側の裁判権の対象になる被疑者が米側によって拘束された場合は、日本側が起訴するまでは身柄の移転は行わなくてもよいことになっている（平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人又は強姦という凶悪な犯罪などについては、日本側の要求があれば、引渡しは可能になった）。（第17条）

(6) 損害賠償請求権

米軍が、公務執行中に起こした事故などで損害を与えた場合は、損害賠償は日米両国で分担する。米軍人等が、公務外で起こした事故などで損害を与えた場合は、日本政府が補償金を査定し、米国政府との間で補償金の調整を行う。また、被害者が民事訴訟を行うことも可能である。（第18条）

(7) 経費の負担

在日米軍の維持費について、提供施設・区域の整備費用は日本側が負担し、その他（提供施設の維持費）は基本的に米側が負担する（しかし、現実的には日本政府も施設内の労務費、光熱費等の一部をいわゆる「思いやり予算」として負担している）。（第24条）

(8) 合同委員会

この協定の実施に関し、日米間の協議機関として、合同委員会を設置している。（第25条）

*1：正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」。

*2：資料編11（3）「日米合同委員会組織図」（509頁）を参照。

(9) 日米地位協定に関する補足協定

日米両政府は、これまで2件の補足協定を締結しており、従来の運用改善とは一線を画す画期的な意義を有するとしている。平成27年9月、環境面で日米地位協定を補足する環境補足協定^{*1}が締結され、両国の情報共有、環境基準や環境に影響を及ぼす事故が起こった場合及び施設・区域の返還に関する現地調査（文化財調査等）を行う場合の立入りなどを規定している。平成29年1月には、軍属の範囲の明確化等を目的とした日米地位協定の軍属に関する補足協定^{*2}が締結された。

2 日米地位協定の見直しの要請

県は、日米両政府に対し、平成7年度、平成12年度、平成29年度に日米地位協定の見直しに関する要請を行ったほか、これまで機会あるごとに日米両政府に対し要請を行っている。

(1) 平成7年度要請

県は、日米両政府に対し平成7年11月に10項目の見直しに関する要請を行った。これに対し日米両政府は、平成8年12月のSACO最終報告などにおいて、日米地位協定の運用の改善などを示した。

【平成7年の日米地位協定見直し要請の結果】

平成7年11月4日付の県の要請については、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」や日米合同委員会で見直しが検討され、次のとおり日米間で合意された。

日米地位協定の見直し要請に対する日米両国政府の発表

項目		合同委員会合意及びSACO最終報告の内容
関連条項	要請内容	
第2条	施設・区域の返還	○11施設・5,002ヘクタールの返還 (SACO最終報告) 【内訳】 －普天間飛行場等6施設の全部返還 －北部訓練場等4施設の一部返還 －住宅の統合1件
第3条	航空機騒音	○嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置(平8.3.28合同委員会合意) ○騒音軽減イニシアティブの実施 (SACO最終報告) －普天間飛行場 ・KC-130機(12機)の移駐 ・夜間飛行訓練の運用の制限 －嘉手納飛行場 ・海軍駐機場の移転 ・遮音壁の設置
	環境保護	○県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止 ○キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去手続の継続実施 ○砂防ダムの建設促進 (SACO最終報告)
	施設・区域への立入り	○施設・区域への立入り許可手続の承認 (平8.12.2合同委員会合意)
	事故原因の究明・報告	○米軍航空機の事故調査書の提供・公表に関する手続の承認(平8.12.2合同委員会合意)
	演習の規制・ペナルティー	—

*1：正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」。

*2：正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」。

	施設内ゴルフ場	○米側ガイドラインの作成
第5条	民間空港の使用禁止	—
	行軍の禁止	○公道における行軍の取りやめ (SACO最終報告)
第6条	那覇空港の進入管制業務の日本移管	—
第9条	人・動植物の検疫	○人、動物及び植物の検疫 (平8.12.2合同委員会合意)
	人の保健衛生	—
第10条	軍用車両の番号標	○米軍公用車両番号標の掲示 (平8.3.28合同委員会合意)
第13条	民間車両の税率	—
第17条	被疑者の拘束	○刑事裁判手続に関する合意 (平7.10.25合同委員会合意)
第18条	被害者補償	○任意自動車保険への加入義務付け ○支払い手続の改善 —前払い制度の活用 —無利子融資制度の創設 —差額支払い (SACO最終報告)
第25条	関係自治体の意見聴取	—
	合同委員会の合意事項の公表	○合同委員会合意の公表の追求 (SACO最終報告)

(2) 平成12年度要請

SACO最終報告などによって日米地位協定の運用の改善が示された後も、米軍基地に起因する事件・事故や環境問題など諸課題が山積しており、県としては、これらの米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の運用を改善するだけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考え、平成12年8月29日、30日に、改めて日米両政府に対し、日米地位協定の見直しに関する要請を行った。

〈日米地位協定の見直しに関する要請（平成12年8月）〉

1 第2条関係（施設・区域の提供等）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (3) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

2 第3条関係（施設・区域に関する措置）

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設及び区域内で発生した場合においても、速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。

- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。

3 第3条A（施設・区域の環境保全等）※新設

下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

- ① 合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。
また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。
- ② 合衆国軍隊は、施設及び区域におけるすべての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を、調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。
- ③ 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

4 第4条関係（施設の返還）

合衆国軍隊が使用している施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

5 第5条関係（入港料・着陸料の免除）

- (1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
- (2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

6 第9条関係（合衆国軍隊構成員等の地位）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

7 第13条関係（租税）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

8 第15条関係（諸機関の管理等）

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

9 第17条関係（裁判権）

合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記すること。

10 第18条関係（請求権の放棄）

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべ

き給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

11 第25条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

(3) 平成29年度要請

日米地位協定の見直しについては、県はこれまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたが、平成12年度の要請から一定期間が経過していることから、その後の課題や現状を踏まえた要請内容となるよう、改めて整理を行うとともに、県内市町村等からの意見も取り入れ、平成12年の要請内容に新たに11事項追加し、11項目28事項の日米地位協定の見直しに関する要請を行った。

〈要請日程〉平成29年9月11日～平成29年9月12日

〈要請先〉内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、駐日米国大使、県選出国會議員

日米地位協定の見直しに関する要請（平成29年9月）

平成12年要請からの新たな追加11事項（再掲含む）

1 第1条関係（軍隊構成員、軍属、家族の定義）

- (1) 日米両政府により締結された軍属に関する補足協定については、その運用について透明性を確保するため、同協定第5条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。
- (2) 米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族の総数等や軍種別、市町村別の内訳などの詳細な情報を、地元地方公共団体に提供すること。
- (3) 軍属の範囲の明確化が、施設及び区域内における日米地位協定の対象とならない者の逮捕等に影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

2 第2条関係（施設及び区域の許与、決定、返還、特殊使用）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、施設及び区域の提供又は用途の変更、施設及び区域内における埋立て、大規模な土地の形状の変更、大規模な工作物の新設又は修繕等を行う計画がある場合は、関係地方公共団体と協議し、その意向を尊重する旨を明記すること。

3 第3条関係（施設及び区域内外の管理）

- (1) 合衆国軍隊が行う訓練・演習については、その内容が把握できる具体的かつ詳細な情報を関係地方公共団体に事前に通知するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行う旨を明記すること。
- (2) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。
 - ア 事故や環境汚染が確認された場合には、関係する地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む合同調査が可能となるよう環境補足協定の運用に努めること。また、日本国政府または合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係する地方公共団体に説明すること。さらに、関係する地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。
 - イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断していることから、関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、環境補足協定による立入りの手続を明確に定めること。
 - ウ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

4 第4条関係（施設及び区域の返還、原状回復、補償）

(1) 返還が予定されている施設及び区域における土地について、使用開始後の形質の変更、建物の建設、廃棄物の処理等使用履歴に関する全ての情報を関係地方公共団体に提供する旨を明記すること。

(2) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。（再掲）

ア 事故や環境汚染が確認された場合には、関係する地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む合同調査が可能となるよう環境補足協定の運用に努めること。また、日本国政府または合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係する地方公共団体に説明すること。さらに、関係する地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断していることから、関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、環境補足協定による立入りの手続を明確に定めること。

ウ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

5 第17条関係（刑事裁判権）

(1) 米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使する旨を明記すること。

(2) 施設及び区域の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局主導の下に行われる旨を明記すること。

6 第25条関係（合同委員会）

(1) 日米合同委員会において、施設及び区域周辺の住民に影響を及ぼす事項を協議する場合は、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。また、日米合同委員会の中に施設及び区域を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置する旨を明記すること。

3 日米地位協定見直しに関する主な経緯

平成7年 10月21日 11月4日	県民総決起大会で「日米地位協定の早急な見直し」等を決議 県が、日米両政府に対し、10の項目の日米地位協定の見直しについて要請
平成8年 9月8日 12月2日	「日米地位協定の見直し」等に係る県民投票 S A C O最終報告「地位協定の運用の改善」
平成10年 6月22日	県が「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」を設置
平成11年 5月6日 10月29日～ 12月28日	「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」報告 県が、ドイツにおける基地の環境調査を実施 政府が、「日米地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める」を閣議決定
平成12年 7月14日 8月29日～ 8月31日～ 9月11日	県議会が、日米地位協定の見直しに関する意見書を決議 県が、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使及び在日米軍司令官に対し、軍転協と合同で要請（～30日） 県議会が、日米地位協定の見直しを要請（～9月1日） 日米安全保障協議委員会「2+2」による環境原則に関する共同発表
平成13年	

2月12日	県が、「基地と環境を考えるシンポジウム」を開催
5月13日～	稲嶺知事が訪米、パウエル国務長官、アーミテージ国務副長官及びウォルフオビッツ国防副長官に対し、日米地位協定の見直しなどについて説明（～26日）
7月10日	衆議院外務委員会が「日米地位協定の見直し」を決議
7月11日	県が、福田内閣官房長官、田中外務大臣、尾身沖繩・北方対策担当大臣、中谷防衛庁長官及びベーカー駐日米国大使に対し、「日米地位協定の抜本的な見直し」を要請
7月18日	全国知事会が「平成14年度国の施策並びに予算に関する要望について」に日米地位協定の見直しを盛り込む
7月19日	田中外相及びパウエル米国務長官会談で「犯罪を起こした米兵の身柄引渡し迅速に行われるよう日米地位協定の運用改善の協議を推進する」ことを合意
7月23日	政府が、「地位協定の改定について運用の改善で機敏に対応し、これが十分効果的でない場合は、改正を視野に入れていく」ことを閣議決定
平成14年	
2月11日	下地、東門両衆議院議員の自民及び社民両党のグループが新日米地位協定案を作成
3月20日	衆院沖特委が、沖繩振興特別措置法案を可決した際、付帯決議として「日米地位協定の見直しの検討」を可決
3月29日	参院沖特委が、沖繩振興特別措置法案を可決した際、付帯決議として「日米地位協定の見直しの検討」を可決
7月18日	沖繩で開催された全国知事会議において、「日米地位協定の抜本的な見直し」を国への要望として決議
7月23日	「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）設立
8月23日	日本弁護士連合会が、定例理事会で日米地位協定の改定を求めることを決議
8月26日	県が、小泉総理大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、尾身沖繩・北方対策担当大臣及び中谷防衛庁長官に対し、「日米地位協定の抜本的な見直し」を要請
12月6日	県が、沖繩政策協議会の終了後、出席した全閣僚に対し、「日米地位協定の抜本的な見直し」を要請
平成15年	
2月12日	渉外知事会が、「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）と意見交換会を開催
2月20日	公明党が、「『日米地位協定』検討プロジェクト」を設立
4月29日	（社）日本青年会議所が、日米地位協定の見直しを解決すべき最優先課題として取り組む旨の沖繩宣言を採択
5月15日	「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）が、総会で日米地位協定改定案を決定
6月3日	県が、「日米地位協定の抜本的見直しに関する全国行動プラン」を発表（協力要請のための関係自治体訪問を、翌6月4日より開始（～8月25日））
7月3日	衆議院沖繩及び北方問題特別委員会が、「沖繩県民に対する米国軍人等の犯罪の防止に関する件」として「日米地位協定の見直しをも早急に検討」することを決議
7月11日	沖繩県議会が、日米地位協定の見直しに関する意見書を採択
7月16日	参議院沖繩及び北方問題特別委員会が、「沖繩県民に対する米国軍人等の犯罪の防止等に関する決議」として「日米地位協定の見直しをも早急に検討」することを決議
7月17日	全国知事会が、「日米地位協定の抜本的な見直し」を決議
7月30日	全国都道府県議会議長会が、日米地位協定の抜本的な見直しを決議
7月31日	全国地方議員交流会が、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を全国の都道府県議会や市区町村議会で採択する活動を進める決議を可決
8月29日	自治労が、日米地位協定の抜本改正を求める特別決議を可決
10月28日	全国都道府県議会議長会が、日米地位協定の見直しに関する特別決議を可決
11月16日	県が、来県したラムズフェルド米国防長官に対し、日米地位協定の抜本的見直しなどを要望
平成16年	
1月15日	日本商工会議所が、日米地位協定の運用改善を求める決議を採択
1月16日	連合が、日米地位協定の見直し案を決議
2月9日	稲嶺知事が、琉球新報社主催の緊急フォーラム「地位協定を考える」で基調講演
4月2日	日米合同委員会が、日米地位協定下での刑事裁判手続に係る運用改善を合意

4月9日	県市長会が、日米地位協定の抜本的見直しを求める議案を決議
4月12日～	県が、五ノ日の会（県選出自民党国会議員4名）及び白保合一議員と合同で、政府及び自由民主党に対し、日米地位協定の見直しを要請（～13日）
4月23日	県が、沖縄政策協議会において全閣僚に対し、日米地位協定の抜本的な見直しを要望
4月30日	自民党「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」が、米国防務省及び国防総省に対し、日米地位協定の改定案を提出し、取組を要請
5月6日	久間自民党幹事長代理が訪米、アーミテージ米国防務副長官に対し、日米地位協定に環境の規定がない点について問題提起
5月20日	衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会が、日米地位協定の全般的な検証を行うことを附帯決議
5月29日	稲嶺知事が、琉球新報社等主催の日米地位協定フォーラム「改定の是非を問う」において基調講演
6月9日	全国市長会が、日米地位協定の見直しを求めていく要望を決定
7月16日	全国知事会が、日米地位協定の抜本的見直しを決議
7月20日	日米両政府が、米軍人等の私有車両の登録について、車庫が基地外にある場合には、平成16年9月1日より車庫証明書を取得することを合意
8月6日	渉外知事会が、政府に対して、「国に対する要望書」で日米地位協定の改定を要請
	稲嶺知事が、NHKの「日曜討論」に出演し、日米地位協定の抜本的見直しの必要性を訴えたことに対し、茂木沖繩担当大臣及び北方対策担当大臣が、関係省庁による幅広い観点からの協定そのものの検証が必要との考えを示した
9月15日	県が、来県した衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月6日	県が、来県した衆議院外務委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月6日	県が、来県した小池沖繩担当大臣及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月16日	県が、来県した町村外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月22日	全国町村議会議長会・都道府県会長会が、日米地位協定の見直しに関する議案を決議
10月29日	自民党政務調査会の下に置かれた、米軍再編に関連して国内の米軍基地移転等を協議する「日米安保・基地再編合同調査会」の初会合が開かれ、額賀座長が、日米地位協定についても検討したいと発言
11月26日	稲嶺知事が来県した松沢神奈川県知事と面談し、渉外知事会として日米地位協定の見直しを前面に出した要請を行うことを決定
12月7日	民主党が、沖繩国際大学への米軍ヘリコプター墜落事故を受けた新たな日米地位協定見直し案を了承
平成17年	
1月12日	県が、来県した衆議院安全保障委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
1月13日	県が、来県した参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
1月19日	県が、来県した大野防衛庁長官に対し、日米地位協定の見直しを要請
2月1日	渉外知事会が、政府に対し、日米地位協定の見直し作業に入るよう要請、併せて、真のパートナーシップを確立する会、自民党・民主党・公明党へ協力依頼
2月15日	県が、来県した「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」の委員に対し、日米地位協定の抜本的見直しを求めていることを説明
2月19日	日米安全保障協議委員会「2+2」が、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善が在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調
3月12日～	稲嶺知事が訪米の際、国防務省、国防総省及び米軍等の関係機関に対し、日米地位協定の抜本的見直しを要請（～19日）
4月1日	日米合同委員会が、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」を合意
5月25日	全国市議会議長会が、「日米地位協定の抜本的見直しについて」を決議
7月13日	全国知事会が、日米地位協定の抜本的見直しを決議
7月23日	稲嶺知事が、日本青年会議所主催の国家安全保障フォーラムに参加し、日米地位協定の抜本的見直しの必要性を訴えた
7月29日	渉外知事会が、政府に対し、日米地位協定の改定等を要請
	九州各県議会議長会が、政府に対し、日米地位協定の見直しを要請

11月11日	渉外知事会が、政府に対し、「在日米軍の再編に係る今後の取組及び日米地位協定の見直しについて」を要請
11月25日	県が、来県した麻生外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
12月22日	稲嶺知事が、渉外知事会主催のシンポジウムに参加し、日米地位協定の抜本的見直しの必要性を訴えた
平成18年	
1月11日	県が、来県した参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
1月11日	県が、来県した衆議院外務員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
2月	渉外知事会が、日米地位協定に関係する日米双方の国会議員に対し、日米地位協定に関するアンケート調査を実施
7月28日	渉外知事会が、外務大臣、防衛庁長官及び防衛施設庁長官に対し、重点要望の1つとして日米地位協定の改定を要請
8月22日	県が、来県した衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月21日	県が、来県した高市沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成19年	
1月17日	県が、来県した衆議院安全保障委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
4月27日	日米合同委員会が「災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて」を合意
5月15日	県が、来県した参議院外交防衛委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
5月21日	県が、来県した衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
8月10日	渉外知事会が、外務大臣及び防衛大臣に対し、重点要望の1つとして日米地位協定の改定を要請
9月3日	県が、来県した岸田沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
9月8日	県が、来県した高村防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成20年	
2月13日	県が、来県した参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
2月15日	県が、来県した民主党国会議員に対し、日米地位協定の見直しを要請
2月18日	軍転協が、内閣官房長官をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～19日）
3月11日	渉外知事会が、外務大臣及び防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
5月15日	渉外知事会が、内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
8月1日	渉外知事会が、外務大臣及び防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
8月11日	県が、来県した林沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
8月19日	県が、来県した林防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月4日	県が、来県した佐藤沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成21年	
1月5日	仲井眞知事が、国務長官及び国防長官に対し、日米地位協定の見直しを要請（～10日）
2月1日	県が、来県した中曽根外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
4月6日	県が、来県した衆議院外務委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
4月20日	県が、来県した参議院外交防衛委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月9日	県が、来県した浜田防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月15日	県が、来県したグレグソン米国国防総省国防次官補に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月17日	県が、来県した林沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月31日	渉外知事会が、外務大臣及び防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
9月9日	民主党、社会民主党及び国民新党の与党三党連立政権合意で、「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」ことが示された。 ※平成21年8月30日の第45回衆議院総選挙で、民主党、社会民主党及び国民新党の3党の新しい連立政権を発足（平成21年9月16日、鳩山内閣発足）
9月25日	県が、来県した北澤防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請

第4章 基地問題への取組等

10月3日	<p>県が、来県した前原沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>新政権発足後、渉外知事会として改め、岡田外務大臣（16日）及び北澤防衛大臣（23日）に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>渉外知事会が訪米、米国務省及び国防総省に対し、日米地位協定の見直しを要望（～6日）</p> <p>※日米地位協定の見直し（環境法令等国内法の遵守及び環境対策の徹底、事件・事故に係る安全対策等の確立、地元意向を尊重する制度の構築）及び環境特別協定の締結の提案</p>
10月16日	
11月3日	
11月15日	
平成22年	<p>県が、来県した平野官房長官に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した衆議院安全保障委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した衆議院外務委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した鳩山内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>渉外知事会が、内閣官房長官及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した馬淵沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、沖縄政策協議会基地負担軽減部会の中で仙谷官房長官、前原外務大臣、北澤防衛大臣及び馬淵沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した菅内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p>
1月9日	
1月12日	
3月17日	
3月31日	
5月4日	
7月22日	
10月2日	
10月25日	
12月17日	県が、来県した菅内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成23年	<p>県が、来県した北澤防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した枝野官房長官（兼沖縄及び北方対策担当大臣）に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した北澤防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した松本外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した一川防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した玄葉外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～28日）</p>
1月20日	
1月21日	
2月8日	
5月7日	
5月28日	
7月29日	
10月17日	
10月19日	
10月27日	
平成24年	<p>県が、来県した田中防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>仲井眞知事が、来県した野田内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した森本防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請。また、日米地位協定に関する政府と渉外知事会との新たな話し合いの場の設置について特別要請</p> <p>軍転協が、内閣官房長官をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～17日）</p> <p>仲井眞知事が訪米し、国務長官及び国防長官に対し、日米地位協定の見直しを要請</p>
1月23日	
2月27日	
7月1日	
7月27日	
10月16日	
10月22日	仲井眞知事が訪米し、国務長官及び国防長官に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成25年	<p>県が、来県した山本沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した小野寺防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した岸田外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>県が、来県した衆議院安全保障委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～30日）</p>
1月12日	
1月16日	
2月16日	
6月5日	
7月24日	
8月29日	軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～30日）

12月17日 12月25日	仲井眞知事が、沖縄政策協議会において日米地位協定の条項の追加及び改定等を要請 安倍総理大臣は、「環境に関して日米地位協定を補足する新たな政府間協定」（環境補足協定）を作成するための日米交渉を開始することで米側と合意したと発言
平成26年 2月11日 4月17日 8月1日 9月9日 9月22日 10月20日	環境補足協定に関する日米両政府間の協議（第1回会合） 渉外知事会が、内閣官房長官及び外務大臣に対し、「在日米軍基地の環境の管理に関する政府間協定の締結に係る要請」を実施 渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した山口沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した江渡防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 日米両政府が、日米地位協定を補足する在日米軍に関連する環境の分野の管理における協力に関する協定（環境補足協定）について、実質合意
平成27年 2月5日 7月30日 9月29日	軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～6日） 渉外知事会が、防衛大臣、外務副臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請 日米両政府が、日米地位協定の環境補足協定を締結
平成28年 3月4日 6月3日 6月21日 7月5日 7月25日 9月7日 9月24日	軍転協が、内閣官房長官をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（同15日には県内要請） 渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣、駐日米国大使及び在日米軍司令官に対し、日米地位協定の見直しを要請（沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請） 軍転協が、内閣官房長官をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請） 軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国人の扱いの見直しに関する日米共同発表 渉外知事会が、防衛大臣、外務副臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請 軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～9日） 県が、来県した稲田防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成29年 1月16日 2月26日 8月2日 8月8日 8月14日 9月11日	日米両政府が日米地位協定の軍属に関する補足協定を締結 県が、来県した岸田外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 渉外知事会が、防衛大臣、外務副臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した江崎沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した小野寺防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、日米両政府に対し、日米地位協定の見直しを要請（～12日） （内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、駐日米国大使）

4 全国行動プランによる取組

県は、地位協定の見直しを求める国民全体の機運醸成が、その実現につながるとの考えから、「日米地位協定の抜本的見直しに関する全国行動プラン」を策定し、平成15年6月から、協力支援を得るため、渉外知事会の加盟都道府県への要請活動を展開した。

「全国行動プラン」は、全国への要請活動を中心に据え、これをサポートする支援行動と一体的に取り組むことによって、要請活動を実りあるものにするための行動計画（アクションプログラム）であった。行動プランの概要は以下のとおりである。

(1) 知事及び副知事の県外要請行動

渉外知事会加盟の都道府県及び都道府県議会に直接要請を行った。

(2) 知事会等への働きかけ

沖縄県の加盟する全国知事会、九州地方知事会、全国都道府県議会議長会に要請を行った。

(3) 県主催行催事におけるメッセージの発出

本県で開催される県主催行催事のうち、日米地位協定の抜本的見直しを中心とした基地問題の解決に対する理解を求めることが効果的と思われる行催事の開催の際に、参加者へメッセージを発出した。(具体的には、主催者である県の挨拶の中で、日米地位協定の抜本的見直し等に対する県の考え方や取組等基地問題に関するメッセージを挿入するほか、参考資料を配付。)

(4) 各界諸団体との連携

各分野の関係諸団体に対して団体の構成等を考慮した上で、県の求める日米地位協定の見直しや基地問題の解決に向けて、県と連携して取り組んでいただくよう理解を求め協力を要請した。

ア 関係団体等への協力要請

各部局から所管団体等に対して、協力を要請した。

イ 団体における取組

各団体は、主催する行催事において、大会宣言や決議等によるメッセージの発信を行うほか、具体的な行動を展開した。

〈参考例〉

○日本青年会議所は、2003年4月29日に開催した「沖縄フォーラム」において、日米地位協定の見直しに向けた「沖縄宣言」を採択し、広く世論を喚起するため、全国の約50,000人の会員に対して、具体的な行動を呼びかけ、全国的な取組を行っていくとしている。

○日本弁護士連合会は、2002年8月に開催された、全国の弁護士会会長が参加する定例理事会において、沖縄弁護士会の提案を受け、日米地位協定の改定を求めることを全会一致で決議した。

(5) 全国地域情報発信共同事業の実施

平成15年に、全国紙の紙面を通して、地域の情報を提供する「全国地域情報発信共同事業」を活用し、沖縄の基地の実情と日米地位協定の見直し問題について、全国に情報を発信し、広く国民の理解を求めた。

(6) 県ホームページ等による全国への情報発信

日米地位協定の問題は、米軍基地が集中する沖縄において象徴的に顕在化しているが、日米地位協定の内容は安全保障、人権、環境など多岐にわたっており、国民生活に深く関わっていることから、日米地位協定の問題は、国民的課題として、国民一人一人が真剣に考えなければならない問題であることを全国に発信している。(県ホームページの活用、リーフレット等の作成)

5 日米地位協定見直しの取組の結果

(1) 国会

平成13年7月、衆議院外務委員会において「日米地位協定の見直し」が決議されたほか、平成14年3月には、衆・参両院の沖縄及び北方対策特別委員会において、付帯決議として「日米地位協定の見直しの検討」が可決されている。

(2) 都道府県

沖縄県を含む34都道府県議会において、日米地位協定見直しの意見書が採択されている。

(3) 全国的団体

日本青年会議所が、平成15年4月、「日米地位協定・基地問題等を沖縄固有の問題でなく、国家全体の安全保障の一環として取り上げ、その解決に向けて具体的に行動する。」旨の「沖縄宣言」を採択したほか、平成14年8月、日本弁護士連合会定例理事会で日米地位協定の改定を求める決議が採択されている。

(4) 政府

政府は、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えており、運用の改善に不断の努力をしているところ」とし、様々な運用の改善を行ってきた。

平成27年9月には、日米地位協定の発効後初めての補足協定（国際約束）となる、環境補足協定が締結され、その後、平成29年1月には軍属に関する補足協定が締結された。

日米両政府で合意された、日米地位協定の運用改善等の事例は以下のとおり。

（運用の改善例^{＊1}）

- 平成7年10月 刑事裁判手続に関する合同委員会合意（殺人又は強姦等については、起訴よりも前の段階で、日本側から米側に対し、被疑者の身柄の引渡を要請できる仕組みとなった）
- 平成8年3月 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意（任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定したとされている）
- 平成8年12月 SACO最終報告（米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい合意の実施や、米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続の実施等が合意されている）
- 平成9年3月 在日米軍に関わる事件・事故通報体制の整備に関する合同委員会合意（通報すべき事件・事故の明確化、通報経路の確立、通報内容の標準化等について合意されている）
- 平成12年9月 「環境原則に関する共同発表」（日本環境管理基準（「JEGS」）を見直し、2年ごとに更新するための協力を強化すること等が合意されている）
- 平成13年1月 在日米軍による低空飛行訓練について（低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直すこと等が合意されている）
- 平成13年1月 在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入についての合同委員会合意（人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の緊急車両等が在日米軍施設・区域へ立入り（通行）する手続が定められている）
- 平成14年3月 アメラジアン親子が米軍の窓口相談できる体制の整備（沖縄県及び在沖縄米各軍の窓口、これらと国との連携体制が整備されている）
- 平成14年5月 厚木飛行場航空祭での展示飛行（デモフライト）の中止の決定（厚木海軍飛行場での航空祭における展示飛行を今後行わないとされている）
- 平成14年7月 普天間飛行場代替施設の基本計画の策定（「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）に基づき、普天間飛行場代替施設の基本計画を定めている）
- 平成15年8月 在日米軍が保有するPCB含有物資の米国向けの搬出について（搬出に向け諸手続が完了し、2003年（平成15年）1月より順次搬出されている）
- 平成16年4月 捜査協力の強化と平成7年合同委員会合意の円滑な運用の促進のための合同委員会合意（捜査協力を強化するための措置として、合衆国軍司令部の代表者が被疑者の取り調べに同席することが認められている）
- 平成17年4月 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン（米軍施設・区域外において、航空機が墜落した場合等に適用される方針及び手続が定められている）
- 平成19年4月 災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて（災害時において、都道府県又は他の地方の当局の人員等が、救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を実施するため、又は災害に備えた防災訓練等を実施するため、必要な場合に在日米軍施設及び区域を使用できるよう、在日米軍施設及び区域へ立入るための手続が定められている）
- 平成23年11月 日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みの合意（米軍属の公務中の犯罪のうち、米側が裁判にかけない場合で、被害者が死亡した事案などについては、日本側が裁判権を行使することへの同意を要請することができ、これに対して米側が好意的考慮を払うとする手続が整備された）
- 平成23年12月 日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正（公の催事での飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤は、いかなる場合であっても、公務として取り扱わないとすることで合意された）
- 平成25年10月 日米地位協定に基づく刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みの合意
- 平成27年9月 環境補足協定の締結（環境管理に係る協力について、情報共有、環境基準の発出・維持、立入手続の作成・維持等について規定）

*1：外務省ウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/remediation.html>）より抜粋。

第4章 基地問題への取組等

平成29年1月 軍属に関する補足協定の締結（軍属の範囲・コントラクターの被用者の適格性基準等を規定）

第2節 普天間飛行場移設問題（辺野古新基地建設問題）

1 歴史的背景

戦前の宜野湾村には多くの集落が存在し、約14,000人の住民がいた。中でも字宜野湾には、役場や国民学校、郵便局、病院、旅館、雑貨店などが並び、いくつもの集落が点在していた。また、字普天間には、沖縄県庁中頭郡地方事務所や県立農事試験場など官公庁が設置され、沖縄本島中部の中心地だった。

普天間飛行場は、戦時中に米軍の強制接収によって建設された基地の一つであり、日本本土への爆撃基地として建設が始まったが、戦後も返還されることはなかった。

昭和53年、ハンビー飛行場の返還に伴ってその機能が普天間飛行場に移転され、現在のような運用形態に至っている。

2 SACO最終報告を受けた普天間飛行場移設候補地の選定

(1) SACO合意と基本計画の決定、推進

普天間飛行場は、市街地の中心部にあって、地域の振興開発を妨げているだけでなく、航空機の離発着訓練や民間地域上空でのヘリコプターの旋回訓練等が行われるなど、住民生活や教育環境に極めて深刻な影響を与えている。さらに、本県の振興開発を進めていく上で普天間飛行場の跡地利用は極めて重要であることから、地域住民をはじめ県民から早期返還を望む声が高まり、宜野湾市及び沖縄県はこれまであらゆる機会を通して、日米両政府にその返還を強く求めてきた。

平成7年11月、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」が設置され、平成8年4月に中間報告を、12月に最終報告を発表し、普天間飛行場に関しては、5年ないし7年以内に十分な代替施設が完成し、運用可能になった後、全面的に返還すること、代替施設として海上施設を沖縄本島東海岸沖に建設すること等について合意した。

政府は、平成9年11月、「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」を沖縄県や名護市等に提示した。同年12月、地元名護市において海上ヘリポート建設を問う市民投票が実施され、建設に反対する票が賛成票を上回った。その経過の中で、当時の比嘉名護市長は、海上ヘリポート建設を受け入れることを表明して市長を辞職、平成10年2月に行われた名護市長選挙で、前市長の推す岸本建男氏が当選した。名護市長選挙中、知事は、政府の示した「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」の受入拒否を表明した。

平成10年11月、任期満了に伴う県知事選挙が行われ、軍民共用空港案を公約に掲げた稲嶺恵一氏が当選した。平成11年3月、総務部知事公室に「普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室」が設置され、普天間飛行場の県内移設に向けた具体的な取組を開始した。

県は、普天間飛行場の早期返還の実現を図るため、様々な観点から移設候補地について検討し、総合的に判断した結果、平成11年11月、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を選定するとともに、移設候補地が所在する名護市に理解と協力を要請した。また、同月、国に対し移設に当たっての県の考え方を提示した。

(2) 選定に当たっての基本的考え方

移設候補地の選定に当たっては、以下アからエの4つの項目の基本方針を設定し、候補地の選定作業を行った。候補地は空港の立地が可能と思われる7箇所を選定し、運航空域条件、社会条件、建設条件、自然条件等について検討した。その結果、移設候補地を2箇所に絞り込み、最終的には、運航空域確保の問題、騒音の問題、アクセスの問題等様々な観点から検討した結果、総合的に判断し、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適切であるとの結論に達した。

ア 米軍基地の整理・縮小を図るものであること

イ 住民の安全が確保され、騒音等の影響が軽減されること

ウ 建設される空港は、民間航空機が就航できる滑走路を有するもので、将来にわたって地域及び県民の財産となるものであること

エ 県土の均衡ある発展を図る観点から地域の活性化に資するもので、県民の利益につながるものであること

(3) 選定理由

ア 米軍基地の整理・縮小が図られること

現在の普天間飛行場を縮小し、既存の米軍施設・区域内に移設することにより、沖縄の米軍施設・区域の面積を確実に縮小でき、県民の希望する基地の整理・縮小を着実に進めることができ

る。

イ 騒音の影響を比較的小さくすることができること

航空機の離発着時において、集落への騒音を軽減できる。また、海域に飛行訓練ルートを設定することにより、移設先及び周辺地域への騒音の影響を軽減できる。

ウ 地域振興の促進に寄与することができること

(ア) 地域の経済振興を図ることができる。

当該地域は、一定規模以上の空港の立地が可能であり、軍民共用空港を設置することにより、新たな航空路の開設や空港機能を活用した産業の誘致など地域経済発展の拠点を形成することができ、移設先及び周辺地域はもとより北部地域の自立的発展と振興につながり、ひいては県土の均衡ある発展を実現することができる。

(イ) 空港整備による交通ネットワークの形成が期待できる。

当該地域は、国道329号線と沖縄自動車道が近接し、沖縄本島西側と中南部地域を連結している。新たな空港の整備に伴い、高規格道路の北部延伸など新たな道路を整備することにより、空港を中心とした交通ネットワークが形成され、空港活用の利便性の向上や地域の活性化を図ることができる。

3 米軍再編に係る日米合意を受けた普天間飛行場移設問題の取扱い

(1) 日米合意に至る経緯

平成11年12月27日、名護市長が普天間飛行場代替施設に係る受入れを表明、翌28日には、県と名護市の要望を踏まえ、代替施設について軍民共用空港を念頭に整備を図ることなどを盛り込んだ「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。平成12年8月には国、県、名護市、宜野座村及び東村で構成される「代替施設協議会」が設置され、2年間9回にわたる協議を経て、平成14年7月、リーフ上を埋立てて2,000メートルの滑走路を有する代替施設の建設等を内容とする基本計画が決定された。

平成15年1月には、地域の住民生活及び自然環境への影響に配慮しつつ円滑な建設を推進することを目的とする代替施設建設協議会が設置された。また、同年11月、那覇防衛施設局は現地技術調査を行うため、公共用財産使用協議書を県に提出し、県は、平成16年4月、同協議書に同意し、那覇防衛施設局は、環境影響評価方法書の公告・縦覧を開始した。

このような中、平成16年8月に沖縄国際大学の構内に米海兵隊所属ヘリコプターの墜落事故が発生し、市街地の中心部にある同飛行場の危険性を再認識させられた。県は、速やかに日米両政府に対し、普天間飛行場の危険除去のための対策を講じ、危険性を限りなくゼロにするなど再発防止に万全を尽くすよう強く求めた。

SACO最終報告に基づく移設作業が進められる一方で、米国政府は、冷戦の終焉、同時多発テロの発生など国際情勢の変化に伴い、世界における米軍のプレゼンス（軍事展開）、兵力構成、基地のあり方を全面的に見直すための米軍再編を進めており、在日米軍基地のあり方そのものが検討されていた。そのため、知事は、平成17年3月に日米両政府に対し、普天間飛行場を含む在沖米海兵隊の県外移転など4つの項目を基本的考え方として提示し、米軍再編の中での基地負担の軽減を要請した。しかしながら、地元で事前の説明もなく、同年10月に米軍再編協議の中間報告として、日米両政府がキャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間飛行場代替施設を設置する新たな移設案で合意した。この新たな合意案については、これまでの経緯を踏まえれば、県として、容認できるものではなく、また名護市など地元関係自治体からも反対が表明された。

平成18年1月、名護市長選挙で岸本市長の後継者である島袋吉和氏が初当選した。同年4月、政府は、名護市及び宜野座村が求めている集落内の上空の航空機の飛行を回避するため、V字型の滑走路とする新たな政府案を提示した。名護市は新たな政府案を基本として代替施設の位置など具体的な建設計画について継続的に協議し、結論を得ることで防衛庁と基本合意書を交わし、同日、宜野座村も同様の基本合意書を交わした。

平成18年5月1日、V字型に2本の滑走路を設置する修正を加えた政府案で、日米間での最終合意がなされた。これに対し知事は、防衛庁長官との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を同月11日に取り交わし、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議していくことを確認した。しかし、同年5月30日、政府は「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定し、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）を廃止した。なお、この5月の閣議決定を踏まえ、平成19年5月に米軍再編を円滑かつ確実に実施するための「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立した。

平成18年11月、任期満了に伴う沖縄県知事選挙で、現行のV字型案は容認できないことや、普天間飛行場の危険性除去などを公約に掲げた仲井眞弘多氏が当選した。

(2) 米軍再編最終報告（再編実施のための日米ロードマップ）の主な内容

- ア 普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1,600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1,800メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- イ 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- ウ 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- エ 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- オ 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場返還の前に、必要に応じて行われる。
- カ 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- キ 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立となる。
- ク 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(3) 在沖米軍再編に係る基本確認書について

平成18年5月11日に稲嶺知事は額賀防衛庁長官と「在沖米軍再編に係る基本確認書」を取り交わした。この基本確認書は、政府と沖縄県の立場の相違を踏まえ、米軍再編最終報告を起点に、今後とも継続的に協議を進めていくということを確認するものである。基本確認書の合意内容は、次の5つの項目である。

- ア 在日米軍の抑止力の維持と沖縄県の負担軽減が両立する方向で対応すること
- イ 防衛庁と沖縄県は、5月1日に日米で承認された政府案を基本として
 - (ア) 普天間飛行場の危険性の除去
 - (イ) 周辺住民の生活の安全
 - (ウ) 自然環境の保全
 - (エ) 同事業の実行可能性に留意して対応すること
- ウ 今後、防衛庁と沖縄県、名護市等とは普天間飛行場の代替施設建設計画について誠意をもって継続的に協議すること
- エ 政府は閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市等と事前にその内容について協議すること
- オ 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用改善等、対応を検討すること

(4) 当時の仲井眞県政の対応

普天間飛行場の移設について、県外移転がベストであるが、今回の米軍再編協議の経緯、我が国を取り巻く国際情勢等から判断すると、その実現は困難であることから、普天間飛行場の早期の移設や危険性除去のためには、県内移設もやむを得ないと考えていた。

しかしながら、在日米軍再編の実施に当たっては、地元の理解と協力が不可欠であり、とりわけ代替施設の建設という、住民生活に大きな影響を与えかねない事柄については、地元の意向に対する十分な配慮が必要であると考えている。

普天間飛行場移設問題を早期に解決しなければならないという認識は、日米両政府と県の一致した認識であると考えており、その進め方については、政府と県が交わした基本確認書、政府と名護市及び宜野座村が交わした基本合意書を基に、政府と県、地元市町村で協議をしながら進めていくべきものであると理解している。

そのため、県としては、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」において、次の2つについて、まず、協議がなされるべきと考えている。

ア 普天間飛行場の3年を目途とする閉鎖状態の実現について

現在の普天間飛行場の危険性については、移設するまでの間であれ、その危険性をそのまま放置することはできないことから、基地の提供責任者である政府において、訓練の分散・移転、移駐など、あらゆる方策を検討し、3年を目途に普天間飛行場のヘリ等の運用を極力減ら

すことを求める。

イ 現行のV字型案のままでは賛成できないことについて

名護市が求めている可能な限り生活の場から、代替施設を沖合側に寄せてもらいたいという提案については、周辺住民の安全に影響を及ぼさないことなどを目的としており、その考え方は尊重されるべきと考えている。

そのため、代替施設の規模や位置などの具体的な建設計画が、県、関係市町村と政府の間で協議されることが必要である。

県としては、今後も地元の意向や環境などに十分に配慮しつつ、政府と協議し、移設問題の確実な解決を図っていくことが重要であると考えている。

4 埋立承認に至るまでの経緯

(1) 政府・県・関係地方公共団体との協議

平成18年8月、政府は関係大臣、沖縄県知事、名護市長等を構成員とする「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置し、第1回の協議会が開催された。同協議会は、平成21年4月までの間に9回開催され、代替施設の建設計画、安全・環境対策、普天間飛行場の危険性除去、地域振興等について協議された。また、平成20年7月の第8回同協議会における合意を受け、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」と「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」が設置された。「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」は、同年8月から平成21年8月まで4回開催され、危険性除去の諸施策の実施状況、飛行航跡調査結果等について話し合われた。「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」は、平成20年8月から平成21年3月まで4回開催され、環境影響評価の取組状況等について話し合われた。

こうした政府と沖縄県、関係地方公共団体との協議と平行する形で、移設先の環境影響評価の手続は進められた。平成19年5月、那覇防衛施設局が名護市辺野古海域の現況調査としてサンゴの産卵状況を調べる着床具や海象調査機器を設置した。その際、海上自衛隊掃海母艦「ぶんど」の派遣、海上自衛隊の動員があり、県は、反自衛隊感情を助長するようなことは避けるべきとの知事コメントを発表した。同年8月、那覇防衛施設局は環境影響評価の方法書を県に送付したが、県は代替施設の規模や位置などの具体的な建設計画を協議することや、県の求める普天間飛行場の3年目途の閉鎖状態の実現について条件が整理されていないことから、方法書の受取を保留し防衛省に再考を求めた。同年8月、那覇防衛施設局は方法書の公告・縦覧を開始し、10月には方法書に対する住民等意見の概要書が県に提出された。県は、これ以上方法書の受取を保留し知事意見を述べないことは異議がないものとされかねないことから、住民等意見の概要書を受け取り、同年12月、知事は県条例の対象となる飛行場設置事業について36項目233件、平成20年1月に環境影響評価法の対象となる埋立事業について37項目247件の知事意見を沖縄防衛局に提出した。同年3月、国は方法書を確定し、平成21年3月にかけてキャンプ・シュワブ沖の現地調査を実施した。同年4月、沖縄防衛局から当該調査を踏まえた環境影響評価準備書が県に送付され、これに対し県は、10月、知事意見（飛行場設置事業28項目186件、埋立事業32項目316件）を沖縄防衛局へ提出した。

(2) 平成21年の政権交代

平成21年8月、衆議院議員総選挙が行われ、民主党が308議席を獲得した。同年9月、民主党、社会民主党、国民新党は「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」とする内容を含む三党連立政権合意書に署名し、同月、鳩山由紀夫民主党代表を総理大臣とする鳩山内閣が発足した。同年11月、日米両政府は、普天間飛行場代替施設の検証作業に関し、二国間の閣僚レベルのワーキング・グループを設置することに合意した。同月、知事は総理に対し、明確な方針及び具体案を示すこと等を要請した。同年12月、政府は基本政策関係委員会の下に沖縄基地問題検討委員会を設置した。

新政権の取組は、県外移設に対する県内の期待を高めることとなった。平成22年1月、名護市長選挙で辺野古移設に反対する稲嶺進氏が初当選し、2月には県議会において「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」が全会一致で可決された。また、同年4月には「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会」が開催されるなど、県内の状況は大きく変化した。

(3) 辺野古移設への回帰

政府は、普天間飛行場の県外、国外への移設を検討したが、平成22年5月、鳩山総理が来県し、知

事との会談の中で普天間飛行場移設先を名護市辺野古とする方針を表明した。同年5月、日米共同発表において普天間飛行場代替施設を「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」ことが確認された。同年8月、政府は、滑走路V字案・I字案を併記した二国間専門家検討会合による「普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書」を公表するとともに、9月に沖縄政策協議会を再開し、同協議会の下に米軍基地負担軽減部会と沖縄振興部会を新たに設置した。

県内においては、平成22年9月、名護市議会議員選挙が行われ、移設反対の市長を支持する与党議員が過半数を占め、同市議会は10月、米軍普天間飛行場「県内移設の日米合意」の撤回を求める意見書を賛成多数で可決した。また、同年9月、知事は県議会で「政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求める」と表明し、11月、任期満了に伴う沖縄県知事選挙で仲井眞弘多氏が再選された。

平成23年6月、日米両政府は、普天間飛行場代替施設の名護市辺野古崎への設置、埋立てによるV字型滑走路とすること等に合意した。さらに同月、米国防総省から、2012年後半から普天間飛行場にMV-22オスプレイが配備されることが発表され、県民の反発を呼んだ。

平成24年4月、日米両政府において、普天間飛行場代替施設の現行計画は「これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識」が確認された。

同年9月、「オスプレイ配備に反対する県民大会」が約101,000人（主催者発表）を集めて開かれ、オスプレイ配備の撤回と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する決議を採択した。しかし、同年10月には普天間飛行場へのオスプレイ配備が開始された。

一方、環境影響評価については、平成23年12月、沖縄防衛局は環境影響評価書を送付したが、市民団体の抗議を受けたため、全てを持ち込めなかった。平成24年1月、沖縄防衛局は不足分の評価書を県に送付した。これに対し、県は同年2月に飛行場設置事業について25項目175件、3月に埋立事業について36項目404件の知事意見を沖縄防衛局へ提出した。これらの意見は、結論において「示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える。」というものだった。同年4月、防衛省は評価書の補正に向けて有識者研究会を設置し、12月までの間に9回の会合を開催し、同月、沖縄防衛局は、補正後の評価書を県に提出した。

(4) 埋立承認

平成24年12月、衆議院議員総選挙が行われ、自民党が294議席を獲得し、第2次安倍内閣が発足した。

平成25年1月、「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会」の代表団が安倍首相らにオスプレイの配備撤回と普天間飛行場を閉鎖・撤去し、県内移設を断念することを求める「建白書」を手渡したが具体的な返答は得られなかった。

建白書は、沖縄県議会議長、沖縄県市長会会長、沖縄県商工会連合会会長、連合沖縄会長、沖縄県婦人団体連合会会長が共同代表として名を連ね、41市町村長・議会議長、県議会の各会派の長が署名押印したものだ。

同年3月、沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認願書を提出した。県は、沖縄防衛局が提出した願書には補正が必要な事項があるとし、沖縄防衛局に対し33項目について補正を求めた。これに対し、沖縄防衛局は、同年5月、願書について県の補正要求に基づき補正した部分を差し替えたものを提出した。

同年6月、県は、埋立出願の要領について沖縄県公報で公示するとともに、願書及び関係図書を縦覧に供した。また、同年8月、関係市町村長である名護市長に対する意見照会を行うとともに、第11管区海上保安部中城海上保安部長、沖縄県環境生活部長及び沖縄県農林水産部長に意見照会を行った。同年11月に示された名護市長の意見は、埋立てを承認しないよう求めるものだった。

一方で県は、沖縄防衛局に対し、同年10月から4次にわたる質問、回答のやりとりを経た。

同年12月17日、沖縄県は、総理大臣や関係閣僚との沖縄政策協議会において普天間飛行場の5年以上運用停止を含む4項目の基地負担軽減策を政府に要求した。これに対して安倍総理大臣は、「最大限実現するように努力をします」と話した。同月25日、仲井眞知事は、首相官邸で安倍総理大臣との会談後、同月27日には普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立承認出願を承認した。

5 新基地建設問題を巡る国との争訟

(1) 埋立承認の取消

平成26年1月、那覇市議会が埋立承認に抗議する意見書を可決した。また、県知事を相手取り、承認取消を求める訴訟が県内の住民から提起されるなど、埋立ての承認は大きな反響をもたらした。同月に行われた名護市長選挙においては、新基地建設に反対する現職の稲嶺進氏が再選された。

また、埋立承認をめぐることは、同年2月14日、県議会2月定例会において「辺野古埋立問題等調査特別委員会」、いわゆる百条委員会が設置された。同委員会は、知事や県執行部の証人尋問や参考人の意見聴取を行うなど、同年7月14日に最終報告書を可決するまで10回にわたり開催された。

最終報告書では「ごう慢で不透明な判断で導き出した承認は撤回されるべき」とする結論と、「知事の判断の裁量は限られており、恣意的に承認したものではない。承認は有効であり行政手続は適切だった」とする結論を併記する案が可決された。

同年5月、沖縄防衛局は、名護市漁業協同組合と辺野古埋立てに係る漁業補償契約を締結し、7月には県に対して、岩礁破砕等許可申請を行った。さらに同年8月には海上におけるボーリング調査に着手した。

この年、報道各社による県内の世論調査においては、普天間飛行場の辺野古への県内移設反対する県民の声が相次いで示される結果となった。そのような中、11月の沖縄県知事選挙では新基地建設・オスプレイ配備反対を掲げる翁長雄志氏が当選し、12月に行われた衆議院議員選挙においては、4つの小選挙区全てで辺野古移設に反対する候補者が当選した。

同年9月に沖縄防衛局から申請がなされていた埋立工事の設計概要変更について、「次期知事に判断を委ねてほしい」と求める団体等が県庁を包囲するなど、県民の強い反発がある中、前知事は、退任4日前の12月5日、「工事用の仮設道路の追加」と「辺野古崎南側の中仕切り護岸の追加」を承認した。

平成27年1月、翁長知事は前知事の公有水面埋立承認を検証する第三者委員会を設置し、沖縄防衛局に対しては、第三者委員会の結論が出るまで、埋立てに向けた辺野古での作業を中止するよう求めた。同年7月、第三者委員会の検証結果報告を受け、県は関係部局において内容等を精査し、承認には取消すべき瑕疵が認められたとし、10月13日、埋立承認を取り消した。

(2) 埋立承認取消を巡る争訟

県が埋立承認を取り消した翌日の平成27年10月14日、沖縄防衛局は、国土交通大臣に審査請求及び執行停止の申立てを行い、同月27日、国土交通大臣は、県の承認取消の効力の執行停止を決定した。また、承認取消に対し国土交通大臣は、同年11月17日、埋立承認取消処分取消しを求める代執行訴訟を提起した。

国土交通大臣の行った執行停止決定について、県は、同年11月2日、国地方係争処理委員会へ審査申出を行い、併せて、12月25日、執行停止決定に対する取消訴訟（抗告訴訟）を提起した。

また、国地方係争処理委員会が申出を却下したことを受け、平成28年2月1日、国土交通大臣に対する関与取消訴訟を提起した。

代執行訴訟については5回の口頭弁論が開催され、同年3月4日、和解が成立した。

これにより代執行訴訟及び国の関与取消訴訟は終結し、沖縄防衛局の審査請求及び執行停止が取り下げられた。その結果、国土交通大臣の執行停止決定が消滅したことを受け、県は、抗告訴訟を取り下げた。

和解成立から3日後の3月7日、国土交通大臣は、知事に対し、是正の指示を行ったが、当該指示には理由が示されていない。同月14日、県は、国地方係争処理委員会に対し、当該指示に理由が示されていないことが地方自治法第249条に反する違法な関与であるとして、審査申出を行った。

同月16日、国土交通大臣は、3月7日付けの是正の指示を一時的に撤回し、改めて是正の指示を行った。これに対し県は、同月23日、国地方係争処理委員会に審査申出を行った。

同年6月20日、国地方係争処理委員会は、「国と沖縄県は、普天間飛行場の返還という共通の目標に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道」とする見解を示し、是正の指示の違法性を判断しなかった。

和解条項では、国地方係争処理委員会が是正の指示の違法性を判断した場合に、県から是正の指示の取消訴訟を提起することが示されていた。しかし、県は、同委員会が是正の指示の違法性を判断せず、真摯な協議による問題解決が最善との見解を示したことを重く受け止め、訴訟提起を見送った。

また、同年6月24日、県は、国に対し、同委員会の決定を踏まえ真摯な協議を行うよう要請した。しかし、同年7月22日、国土交通大臣は、県が是正の指示に従わないことが違法であることを確認するため、福岡高等裁判所那覇支部に不作為の違法確認訴訟を提起した。

福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか2回の口頭弁論で結審した。

同年9月16日、福岡高等裁判所那覇支部は、国の請求を認める判決を言い渡し、同月23日、県は、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行った。

同年12月20日、最高裁判所は県の上告を棄却し、県の敗訴が確定した。このことを受け、同月26日、県は、行政が司法の最終判断を尊重することは当然であるとの判断から、埋立承認取消を取り消

した。

(3) 埋立承認以外の手続

県は、先の最高裁判決に従い、埋立承認取消を取り消した。これにより、辺野古問題に関するその後の行政手続については、公有水面埋立法に基づく埋立承認が適法であることを前提に対応することとなった。

しかし、最高裁判決は、埋立承認という、辺野古新基地建設に係る手続の一つについて判断が示されたものに過ぎず、辺野古新基地建設にあたっては、様々な行政手続が必要である。県としては、これらの行政手続は、改めて一つ一つ法令に基づいて厳正にチェックしていかなければならないのは当然のことだと考えている。

平成29年3月に許可期限が切れる岩礁破砕等許可について、県は、沖縄防衛局に対して、許可を受けよう再三にわたり指導を行っていた。しかし、沖縄防衛局はこれに応じないまま工事を強行し続け、同年4月25日に護岸工事に着手した。これにより、その後、沖縄防衛局が岩礁破砕等行為を行うことが確実な状況となった。

行政としては、無許可の行為を放置できないことから、法的措置を求める必要があると判断し、平成29年7月、県は、岩礁破砕等行為の差止訴訟を提起した。

6 政府との協議

(1) 普天間飛行場負担軽減推進会議

県は、平成25年12月の沖縄政策協議会において、特に緊急を要する課題として、(1) 普天間飛行場の5年以内の運用停止、早期返還 (2) キャンプ・キンザーの7年以内全面返還 (3) 日米地位協定の条項の追加等、改定 (4) オスプレイ12機程度を県外の拠点に配備、の4つの項目基地負担軽減策を政府に要請した。

県の要請を受け、平成26年2月、普天間飛行場の危険性除去を中心とした負担軽減等について、政府、沖縄県及び宜野湾市が率直な協議を行うため、「普天間飛行場負担軽減推進会議」が設置された。

同会議は、内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事及び宜野湾市長を構成員とし、必要に応じて他の市町村長等の出席を求めることができることとされた。なお、平成28年7月に開催された第4回の会議以降、構成員に官房副長官と副知事が追加されている。

また、普天間飛行場の負担軽減等について関係府省が連携して推進することを目的とし、「普天間飛行場負担軽減推進会議」の下に、内閣官房副長官を座長とする「負担軽減推進作業部会」が設置された。

注1：平成25年12月に要請した4項目の基地負担軽減策のうち、普天間飛行場の5年以内の運用停止については、平成26年8月にKC-130空中給油機15機の山口県岩国市への移転が完了している。

注2：オスプレイ12機程度を県外の拠点に配備することについては、平成28年9月、普天間飛行場に所在するオスプレイ等の訓練活動を県外に移転する合意がなされ、県外における訓練等が実施されている。

(2) 集中協議

平成27年8月、県と政府は、8月10日から9月9日までの1か月、移設計画に関する一切の工事を停止し、辺野古新基地建設問題について集中的に協議することで合意したことを明らかにした。

平成27年8月12日から9月7日までの間に5回の協議が行われた。

(3) 政府・沖縄県協議会

平成27年9月の集中協議の終了後、県と政府は、沖縄県の基地負担軽減や振興策を協議する機関の設置について合意しており、平成28年1月、「政府・沖縄県協議会」として初会合が開かれた。

また、同年3月、代執行訴訟において成立した和解条項の文言に係る双方の理解の確認及びこれに基づく対応について協議するため、「政府・沖縄県協議会」の下に「和解条項に基づく協議に関する作業部会」が設置された。

7 普天間飛行場移設問題（辺野古新基地建設問題）に対する県の考え方

(1) 普天間飛行場移設問題に対する県の考え方

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要である。日米両政府は、普天間飛行場の返還合意後、その代替施設を名護市辺野古に移設することで協議を進めてきたが、平成21年9月に「最低でも県外」と訴えていた鳩山内閣が発足し、県外移設に対する県民の期待を高めることとなった。

平成22年1月には辺野古移設に反対する名護市長が誕生し、同年2月には国外・県外移設を求める県議会の意見書の可決、4月には県外移設を求める県民大会が開催されるなど、県内の状況は大きく変化していった。

こうした中、同年5月の日米共同発表において、唐突に、名護市辺野古への移設が合意され、県民の期待は大きな失望に変わった。その後、政府から「何故、辺野古に戻ったか」について、県民の納得のいく説明がなされておらず、地元名護市をはじめ、多くの県民が反対している状況から、辺野古移設案を実現することは事実上不可能となっている。

県としては、国内の他の地域への移設が、合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めている。

また、現在の普天間飛行場については、移設するまでの間であれ、その危険性をそのまま放置することはできないことから、基地の提供責任者である政府において、抜本的な改善措置を早急に講じ、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図ることを、機会あるごとに政府に対し求めている。

普天間飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先に考えるのであれば、辺野古への移設にかかわらず、政府の責任において、同飛行場の運用停止を早急を実現すべきであり、普天間飛行場の固定化を絶対に避け、積極的に県外移設に取り組むべきだと考えている。

(2) 辺野古新基地建設に対する考え方

戦後72年以上を過ぎても日本の国土面積の0.6パーセントの沖縄県に、70パーセント以上もの米軍専用施設が存在し続け、状況が改善されない中で、今後、耐用年数が100年とも200年とも言われる辺野古新基地ができることは、沖縄県に対し、過重な基地負担や基地負担の格差を固定化するものであり、到底容認できるものではない。

新基地が造られようとしている辺野古・大浦湾周辺の海域は、ジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む5,800種以上の生物が確認されている。このような生物多様性豊かな地域を子や孫に残すことは我々の責任でもある。また、5,800種のうち、約1,300種は分類できていない生物であり、種が同定されると新種である可能性もある。新基地建設は、貴重な生物多様性を失わせ、これらかけがえのない生物の存在をおびやかすものである。

さらに、平成26年の沖縄県知事選挙などをはじめとして、辺野古移設の反対する沖縄県民の民意は何度も示されてきたにもかかわらず、国は県民の民意について一顧だにしなかったという事実があると考えている。

県は、日米安全保障体制の重要性は理解しているが、県民の理解が得られない辺野古移設を強行すると、日米安全保障体制に大きな禍根を残すことになる。

これらのことから県は、県内移設である辺野古への移設に反対しており、辺野古に新基地は造らせないことを県政運営の柱とし、普天間飛行場の県外移設を求めている。

第3節 協議会の活動状況、その他の取組

1 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（通称「軍転協」）

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は、米軍基地及び自衛隊基地から派生する諸問題の解決や跡地利用について、県と市町村が相互に協力することを目的に、昭和52年4月に設立された。

軍転協の主な活動内容は、米軍基地、自衛隊基地に起因する諸問題を解決するため、日米両政府、米軍に対する要請活動や軍転協会員の研修などである。

平成29年度の活動状況は次のとおり。

（1）要請活動

ア 県内定期要請

（ア）要請日：平成30年1月19日（金）

（イ）要請団：7名（市町村7名）

（ウ）要請内容：基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

a 米軍基地負担の軽減について

（a）在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

（b）普天間飛行場の固定化を阻止し、県外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて

（c）オスプレイの配備について

（d）米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

（e）米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

（f）嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

（g）米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

（h）ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大等、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

b 日米地位協定の抜本的な見直しについて

c 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

（a）駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

（b）公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

（c）駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長について

（エ）要請先：在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

イ 県外定期要請

（ア）要請日：平成30年1月24日（水）

（イ）要請団：9名（市町村8名、県1名）

（ウ）要請内容：県内要請と同内容

（エ）要請先：内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、外務大臣、防衛大臣、在日米軍司令官、駐日米国大使、自由民主党幹事長、公明党代表

ウ 緊急要請

（ア）要請日：平成30年1月19日（金）、平成30年1月24日（水）

（イ）要請団：平成30年1月19日（金）7名、平成30年1月24日（水）9名

（ウ）要請内容：相次ぐ米軍機の事故について

（エ）要請先：内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、外務大臣、防衛大臣、在日米軍司令官、駐日米国大使、自由民主党幹事長、公明党代表、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

（2）視察の実施

ア 県内視察

（ア）日時：平成30年3月14日（水）

（イ）目的：基地から派生する諸問題の解決を促進する観点から、県内の米軍施設等を調査する。

（ウ）視察先：嘉手納弾薬庫（知花地区）

（エ）視察団：19名（市町村17名、県2名）

(3) 研修会の実施

- (ア) 日時：平成30年3月14日(水)
- (イ) 場所：沖縄県中部合同庁舎4階第3・4会議室
- (ウ) 内容：米軍航空機事故と現地での対応について
- (エ) 講師：内閣官房沖縄危機管理官 黒川 清彦
- (オ) 参加者：49名(県、市町村及び関係団体職員)

2 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(通称「渉外知事会」)

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)^{*1}は、米軍基地に起因する諸問題を抱える主要都道府県知事が、協力して基地問題の解決にあたることを目的に、昭和37年1月に設立された。現在15都道府県知事が会員となっている。

渉外知事会の主な活動内容は、米軍基地に起因する諸問題を解決するため、国に対する要望活動などである。

平成29年度の要望内容等について、149項目の要望項目を整理し、早急に措置が必要なもの等、国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて大きく3つの柱に大別している。3本の柱のうち、日米地位協定の改定については、更に6本の柱に整理し、15項目を重点要望として明記している。

(1) 要請日：平成29年8月2日

(2) 重点要望(3本の柱)

- ア 基地の整理、縮小及び早期返還の促進
- イ 日米地位協定の改定
 - (ア) 基地使用の可視化
 - (イ) 環境条項の新設
 - (ウ) 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
 - (エ) 国内法適用の拡充
 - (オ) 米軍、米軍構成員等による事件・事故等の措置の充実
 - (カ) 地元意見の聴取に係る仕組みの新設
- ウ 国による財政的措置等の新設・拡充
 - (ア) 基地交付金等の増額等
 - (イ) 地域振興策の新設・拡充
 - (ウ) 基地跡地の返還に係る支援
 - (エ) 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

6本の柱に15項目を明記

(3) 要望項目(149項目)

- ア 基地の整理、縮小と早期返還の促進及び基地跡地利用に係る要望(14項目)
- イ 日米地位協定に係る要望(83項目)
- ウ 「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」等に係る要望(33項目)
- エ 基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)等に係る要望(12項目)
- オ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策に係る要望(4項目)
- カ 重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用に係る要望(3項目)

(4) 要請先

内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、防災担当大臣、内閣官房副長官補

(5) 緊急要請等

平成29年度は、次の1件の特別要請を実施した。

- ・米軍航空機の事故防止に向けた抜本的な安全対策の実施について(H30.2.6)

*1：渉外知事会の活動状況等については、神奈川県ホームページを参照。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417249/>

3 全国知事会（米軍基地負担に関する研究会）

日本の安全保障は国民全体で考えていく必要があることから、沖縄県は全国知事会に対して、沖縄の米軍基地負担軽減を協議する場の設置を提案した。提案を受けた全国知事会は、「米軍基地負担に関する研究会」を設置した。

（1）設置目的

日米安全保障条約と日米同盟の趣旨を踏まえつつ、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況について広く理解し、研究するために設ける。

（2）委員（11道府県知事）

北海道、岩手県、埼玉県、神奈川県、岐阜県、三重県、京都府、山口県、徳島県、大分県、沖縄県の各知事（座長は埼玉県知事）

（3）設置までの経緯及び開催状況

- | | |
|-------------|---|
| 平成27年12月17日 | 全国知事会議において、沖縄県から、沖縄の米軍基地負担軽減について協議する場の設置を提案。 |
| 平成28年7月14日 | 総合戦略・政権評価特別委員会（委員長：徳島県知事）において、沖縄県から米軍基地負担の現状を説明するとともに、協議の場に対する沖縄県の考え方を説明。 |
| 平成28年7月29日 | 全国知事会議において、総合戦略・政権評価特別委員長の徳島県知事から研究会を設置することが提案され、全会一致で了承。 |
| 平成28年11月21日 | 埼玉県知事を座長とし、11道府県知事を委員とする「米軍基地負担に関する研究会」が設置され、第1回研究会開催（「研究会の進め方について」「沖縄県における米軍基地の現状について」）。 |
| 平成29年2月9日 | 第2回研究会開催（「日米安全保障体制と日本を取り巻く課題等について」）。 |
| 平成29年6月1日 | 第3回研究会開催（「米軍基地負担の現状と負担軽減について」）。 |
| 平成29年7月28日 | 全国知事会議（研究会活動報告）。 |
| 平成29年11月30日 | 第4回研究会開催（「日米地位協定について」）。 |
| 平成30年2月15日 | 第5回研究会開催（「日米地位協定を考える—改定問題を中心に—」）。 |

4 三者連絡協議会（通称「三者協」）

（1）三者連絡協議会設置の経緯

三者連絡協議会（三者協）は、沖縄県に所在する米軍施設及び区域を管理・運用することから生ずる問題であって、各構成員（国、米側、沖縄県）の共通の関心を有するものについて、それぞれ拘束されない自由な立場から協議するため、昭和54年7月に設置された。

会議は、昭和54年7月に開催された第1回三者協から平成7年3月の第16回三者協まで継続して開催されたが、その後、三者協の性格や議題の範囲等について各構成員間の認識に齟齬が生じ、約4年間開催されずにいた。

平成11年2月、再発足会合において三者協の活動を再開することが確認され、平成11年7月に第17回三者協が開催された。それ以降、平成15年5月2日の第24回三者協まで継続して開催されている。協議会の開催については、構成メンバーが輪番で主催することになっている。

（2）成果

三者協において話し合われた議題は多岐にわたっているが、合意をみた主な成果は次のとおりである。

ア 英語教育ボランティア事業

平成11年7月12日開催の第17回三者協において、米側から、中学、高校等でネイティブ・スピーカー補助員としてボランティアを提供する旨の提案があり、平成12年5月から沖縄本島中部地区の小中学校10校において、約100名の米側ボランティアの協力の下、米側ボランティア英語教育助手プログラムが開始され、平成13年度からは国頭地区まで拡大して、平成21年度までに延べ171校、延べ7,980名のボランティアで毎年実施されてきた。平成22年度からは、県教育庁から各市町村教育委員会へ窓口を移管し、実施している。

イ 緊急車両の基地内通行

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、沖縄県から、緊急時における救急車及び消防車の基地内道路の使用について提案し、その後、平成13年1月11日開催の日米合同委員会において、我が国の緊急車両による在日米軍施設・区域への限定的かつ人道的立入りが合意されたことから、同年4月17日に浦添市長と在沖海兵隊基地司令官との間で、牧港補給地区内の通行に関する現地実施協定が初めて締結された。7月13日にはトリイ通信施設に関し読谷村長と第10地域支援群司令官との間で、7月26日にはホワイト・ビーチ地区に関し、与勝事務組合管理者（当時：勝連町長）と在沖米海軍艦隊活動司令部司令官との間で、それぞれ現地実施協定が締結された。

その他にも、平成15年8月と9月に嘉手納飛行場に関し沖縄市長及び比謝川行政事務組合（嘉手納町、北谷町、読谷村）管理者と第18航空団司令官との間で、平成16年6月に普天間飛行場に関し宜野湾市長と在沖海兵隊基地司令官との間で人道的立入りに関する協定が締結された。

ウ 嘉手納スペシャルオリンピックスの開催

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、米側（嘉手納基地）から、嘉手納町、沖縄市、北谷町の障害者と障害を持つ米軍人家族らが、スポーツを通じた交流を行うスペシャルオリンピック開催について提案があり、平成12年4月22日、嘉手納基地内において、総計約1,500名（選手約330名、ボランティア約500名、その他関係者約670名）が参加して、第1回大会が開催された。以降、毎年、嘉手納基地内において開催されており、平成29年11月の第18回大会では、スポーツ競技へ約900名のアスリートと約2,580名のボランティア等の関係者総勢約5,130名が参加した。

エ 環境セミナーの開催

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、日本環境管理基準に関するセミナーの開催について米側から提案があり、同年6月15日にキャンプ瑞慶覧において、米側主催により、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所、沖縄県及び県内各機関の専門家の参加のもと、「日本環境管理基準に関するセミナー」が開催された。

また、平成14年5月29日にはキャンプ瑞慶覧において、沖縄県から34名、米軍から33名の他、日本政府関係者の参加のもと、「沖縄県・米軍環境担当者意見交換会」が開催され、環境関連の12の項目について意見交換が行われた。さらに、平成15年7月24日にも、環境関連の14の項目について、沖縄県、米軍、日本政府関係者による意見交換が行われた。

オ 災害時における相互連携体制の確立

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、県民の生命、財産を災害から保護する立場から、また、在沖米軍の家族については、県民と同様に地域を構成する一員として人道的な見地から、県内において大規模な災害が発生した場合における応急の対策や復旧を円滑に実施するための相互連携体制を確立することが確認された。

その後、県側（消防防災課、基地対策室^{*}）と米側（海兵隊）との間で協議を続けた結果、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定することになり、平成13年11月に、知事から在日米軍沖縄地域調整官に対し、災害時における相互連携体制の早期実施に向けた書簡を送付したところ、平成14年1月に在日米軍沖縄地域調整官から同意する旨の書簡が届いたことから、同年1月18日に同マニュアルの制定と記者発表を行った。

平成14年度の沖縄県総合防災訓練は台風接近により中止となったが、平成15年度以降は、同マニュアルに基づいた訓練が毎年行われている。

平成29年度には、沖縄県内で想定される大地震及び津波への災害対処能力の向上を図るため、県下の防災関係機関が一同に介して実施する防災訓練「美ら島レスキュー」を沖縄県と陸上自衛隊第15旅団との共催で開催し、県内各市町村及び防災関連機関と連携した訓練に米軍も参加している。

〈経緯〉

平成7年1月	阪神・淡路大震災が発生
平成9年4月	神奈川県が「災害時の在日米軍との相互応援マニュアル」を作成
平成9年11月	県消防防災課、基地対策室が神奈川県にマニュアル作成に関する調査
平成9年12月	消防防災課がマニュアル案を作成
平成12年2月	第19回三者連絡協議会において、県が災害時における相互連携体制の確立に関する提案を行い、米側が協力すること、具体的な協力体制については事務レベルで協議を行うことを確認
平成12年11月	県が米軍に対し「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル

*1：現在は、消防防災課が防災危機管理課、基地対策室が基地対策課となっている。

	(案)」を説明
平成13年7月	第21回三者連絡協議会において、米側から米軍の連絡窓口を在沖米海兵隊作戦訓練部としたいとの報告
平成13年10月	県（知事公室長、消防防災課、基地対策室）と米軍（在沖米軍沖縄地域調整事務所、在沖米海兵隊作戦訓練部）の事務レベル協議
平成13年11月29日	知事から在日米軍沖縄地域調整官へ書簡を送付
平成14年1月8日	在日米軍沖縄地域調整官から知事への書簡を受理
平成14年1月18日	マニュアル制定及び記者発表（定例記者懇談会）
平成14年8月29日	金武湾港（石川地区）施設用地で実施予定の沖縄県総合防災訓練において、当該マニュアルに基づく初めての訓練は台風接近のため中止
平成15年9月3日	当該マニュアルに基づき、平良市で実施された沖縄県総合防災訓練において、在沖米軍が県と被害状況をやりとりする情報伝達訓練に初参加
平成16年9月2日	石垣市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成17年9月2日	恩納村で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成18年10月12日	南大東村で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成19年9月5日	久米島町で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成20年9月5日	糸満市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成21年9月11日	宮古島市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成23年9月2日	石垣市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成24年9月9日	名護市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成25年11月28日	与那原町で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成26年9月6日	宮古島市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成27年9月5日	北中城村で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成29年7月19日	県が共催に加わった美ら島レスキュー2017の図上訓練に、在沖米軍が参加

【災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル概要】

大規模災害に対する在日米軍の援助活動については、平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、被災者の救援に大きく貢献した実績があり、本県でも、大規模災害の発生に伴う防災対策の一環として、沖縄県の地域を構成する一員として友愛精神と人道的見地から沖縄県と在沖米軍相互の連携体制を構築し、災害発生時の応急対策や復旧作業等を円滑に実施して、被害の拡大防止を図ることは重要となっていることから、米軍と調整の上、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定することにした。

この「相互連携マニュアル」は、万一、県内で地震、津波等による大規模災害が発生したことにより、人の生命、身体、財産に重大な被害がおよび、また、その恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に応援を行うための手順を定めたものである。

沖縄県と在沖米軍は、災害発生時において災害の状況を正確に把握し、この相互連携マニュアルに沿って、可能な範囲における迅速かつ効率的な被災者の救援活動と被害の拡大防止に相互に協力することになる。

○ マニュアルの目的

このマニュアルは、相互連携を要する災害が発生した場合、沖縄県と在沖米軍の双方が、人道的見地から人命救助などの相互連携を行うための手順を定めることを目的とする。

○ マニュアルの運用に関する基本的事項

このマニュアルに基づく応援は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水及び事件・事故に起因する災害等で、人の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、また、その恐れがあり、かつ、相互に連携を行う必要があると判断される場合に適用する。

このマニュアルの適用は、沖縄県及び在沖米軍が可能な範囲で行うものとし、双方に何ら義務を課するものではない。応援に要する費用は、原則として応援を行う側の負担とする。

○ 災害時の基本的な連絡経路

災害時における連絡は、県は基地対策室、米軍側は在沖海兵隊作戦訓練部を窓口として行われる。

このマニュアルは、県と米軍が連絡を行うための具体的な連絡例文や、連絡内容に関する様式などを定めたものである。

○ 災害時の対応の概要

災害が発生した場合、双方から災害の発生時間、災害の種類、災害対策組織（県においては災害対策本部。以下同じ。）が設置された旨の連絡が行われる。その後、災害対策組織で応援を要

請することについての検討が行われ、応援を要請することが決定された場合は窓口を通して応援を要請する内容等を連絡する。要請を受けた県、又は米軍は、応援要請の実施について検討を行い、応援する内容を回答する。

回答を受けた県、又は米軍は、受入先の調整等を行った後に相手方に連絡を行い、応援が実施される。県、又は米軍は、応援を開始した場合、応援を終了した場合にその旨の連絡を行うことになっている。

5 訪米要請とワシントン駐在等

米軍基地問題の解決促進を図るためには、日本国内ばかりではなく、米国政府、連邦議会、米軍関係者並びに米国民に対し、直接本県の実状を伝え、基地の整理・縮小及び基地被害の防止等について必要に応じ訴えることにより、沖縄の基地問題への理解と協力を求めていくことが重要である。本県では以上の観点から、これまで19回（うち9回は関係市町村等の代表から成る要請団を組織）にわたり、県知事による訪米活動を実施しているほか、平成27年4月27日にワシントン事務所を設置した。

(1) 訪米要請

第1回訪米（昭和60年5月30日～6月20日）

構成員：西銘沖縄県知事 他

主な要請先：マイケル国務次官、ワインバーガー国防長官、ケリー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- ア 基地の整理縮小について（那覇軍港、浦添宜野湾間パイプライン、普天間飛行場等）
- イ キャンプ・シュワブ、ハンセンでの実弾射撃演習の廃止について
- ウ 北部ダムでの訓練の廃止について 他

第2回訪米（昭和63年4月17日～5月1日）

構成員：西銘沖縄県知事 他

主な要請先：ホワイトヘッド国務長官代理、カールルーチ国防長官、グレイ海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- ア 提供施設・区域の全面的見直しについて
- イ 第1回訪米時要望事項の早期実現について
- ウ リゾート開発上必要な地域に存在する施設・区域の返還について 他

第3回訪米（平成3年7月19日～8月4日）

構成員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、新川沖縄市長、仲間金武町長、島袋北谷町長 他

主な要請先：アンダーソン国務次官補代理、マクデビット国防省東アジア・太平洋地区担当部長、マンディー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- ア 施設・区域の整理縮小の促進について（県知事事案、安保協事案、軍転協事案）
- イ 基地機能強化につながる施設の新設等の中止について（キャンプ・ハンセン都市型戦闘訓練施設等）
- ウ 基地被害の未然防止について（航空機騒音の軽減等） 他

第4回訪米（平成5年5月19日～6月5日）

構成員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、仲間金武町長 他

主な要請先：ハバート国務省次官補代理、ペンドレイ国防省次官補代理、エラート海兵隊参謀次長 他

主な要請内容：

- ア 米軍施設・区域の整理縮小の促進について（那覇港湾施設、普天間飛行場、読谷補助飛行場等）
- イ 米軍演習の廃止と航空機騒音の軽減について（県道104号越実弾射撃演習等）
- ウ 隊員の教育及び綱紀肅正の徹底について 他

第5回訪米（平成6年6月9日～6月22日）

構成員：大田沖縄県知事、山内読谷村長 他

主な要請先：ハバート国務次官補代理、ウィーデマン国防次官補代理、マンディー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- ア 重要課題について（那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習）
- イ 日米合同委員会合意施設及び振興開発上必要な施設・区域の返還について（普天間飛行

場等)

ウ 米軍の活動が地域に与える悪影響や被害の軽減及び事故の未然防止について 他

第6回訪米(平成7年5月17日～6月2日)

構成員:大田沖縄県知事、桃原宜野湾市長、比嘉恩納村長、吉田金武町長、山内読谷村長、宮城嘉手納町長、喜屋武北中城村長、友寄沖縄県議会議員、仲村那覇市議会議員 他

主な要請先:クリストファー国務長官(エクトン国務省日本部長)、ペリー国防長官(キャンベル国防次官補代理)、マンディー海兵隊総司令官(ゲッツ大佐) 他

主な要請内容:

ア 重要3事案について(那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習)

イ 普天間飛行場の返還について

ウ 一部水域、空域の返還及び縮小について

エ 米軍施設・区域の返還等について(奥間レスト・センター、キャンプ桑江の一部返還等)

オ 諸問題の解決について(航空機騒音の軽減、事故の未然防止、環境汚染等の防止対策強化)

カ 隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について 他

第7回訪米(平成8年6月14日～6月20日)

構成員:大田沖縄県知事 他

主な要請先:ペリー国防長官、キャンベル国防次官補代理、グレン国連大学米国協議会理事長 他

主な要請内容:

ア SACO中間報告について

イ 「国際都市形成構想」及び「基地返還アクションプログラム(素案)」について

ウ 日米連合大学院大学の誘置について 他

第8回訪米(平成9年4月11日～4月26日)

構成員:大田沖縄県知事、高山那覇市助役、伊芸金武町助役 他

主な要請先:オルブライト国務長官(カートマン国務次官補代理)、コーエン国防長官(クレイマー国防次官補)、クルラック海兵隊総司令官(グREGソン計画部長) 他

主な要請内容:

ア 「基地返還アクションプログラム(素案)」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について

イ 在沖米軍兵力の削減について

ウ 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減について

エ 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について

オ 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について 他

第9回訪米(平成10年5月15日～5月30日)

構成員:大田沖縄県知事、比嘉宜野湾市長、宮城浦添市長、吉田金武町長 他

主な要請先:オルブライト国務長官(デミング東アジア担当上級顧問)、コーエン国防長官(キャンベル国防次官補代理)、クルラック海兵隊総司令官(スティール副参謀長) 他

主な要請内容:

ア 「基地返還アクションプログラム(素案)」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について

イ 普天間飛行場の早期返還について

ウ 在沖米軍兵力の削減について

エ 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減等について

オ 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について

カ 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について

キ 重国籍児の教育権の確保について 他

第10回訪米(平成13年5月13日～5月26日)

構成員:稲嶺沖縄県知事、岸本名護市長 他

主な要請先:パウエル国務長官、アーミテージ国務副長官、ラムズフェルド国防長官(ウォルフビッツ国防副長官)、ブレア太平洋軍総司令官 他

主な要請内容:

ア SACO合意事案の着実な実施及び更なる米軍基地の計画的、段階的な整理縮小について

第4章 基地問題への取組等

- イ 普天間飛行場の移設に当たっての条件整備について
- ウ 海兵隊の演習・訓練の移転及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について
- エ 日米地位協定の見直しについて
- オ 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育及び綱紀肅正の徹底について

第11回訪米（平成17年3月12日～3月20日）

構成員：稲嶺沖縄県知事、翁長那覇市長 他

主な要請先：ライス国務長官（リビア国務次官補代行）、ラムズフェルド国防長官（ローレス国防副次官）

主な要請内容：

- ア 米軍再編の中での基地負担の軽減
 - ・在沖米海兵隊の県外移転
 - ・嘉手納飛行場の運用改善
 - ・陸軍複合射撃訓練場の建設中止
 - ・日米地位協定の抜本的見直し
- イ 米軍基地の運用から派生する諸問題の解決
 - ・米軍基地の整理縮小
 - ・米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止
 - ・航空機騒音の低減

第12回訪米（平成21年1月5日～1月15日）

構成員：仲井眞沖縄県知事 他

主な要請先：ライス国務長官（アルヴィズ国務次官補代行）、ゲーツ国防長官（セドニー筆頭国防次官補代理代行）

主な要請内容：

- ア 米軍基地から派生する諸問題の解決促進
 - ・米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止
 - ・嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減
 - ・普天間飛行場の危険性の除去
- イ 米軍基地の整理縮小の実現
 - ・海兵隊要員等の兵力削減
 - ・普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区等の返還
 - ・鳥島射撃場及び久米島射撃場の返還並びに訓練区域の一部解除
- ウ 日米地位協定の抜本的な見直し

第13回訪米（平成21年11月3日～11月11日）

構成員：仲井眞沖縄県知事、松沢神奈川県知事 他

主な要請先：クリントン国務長官（ドノバン筆頭次官補代理）、ゲーツ国防長官（グレグソン次官補）

主な要請内容：

- ア 米軍基地から派生する諸問題の解決促進
 - ・米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止
 - ・嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減
 - ・普天間飛行場の危険性の除去
- イ 米軍基地の整理縮小の実現
 - ・海兵隊要員等の兵力削減
 - ・普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区等の返還
 - ・鳥島射撃場及び久米島射撃場の返還並びに訓練区域の一部解除
- ウ 日米地位協定の抜本的な見直し

渉外知事会による要望：

- ア 日米地位協定の見直しに関する日本国政府への要望内容
 - ・環境法令等国内法の遵守及び環境対策の徹底
 - ・事件・事故に係る安全対策等の確立
 - ・地元意向を尊重する制度の構築
- イ 日米地位協定に基づく環境特別協定の締結についての提案

第14回訪米（平成23年9月16日～9月22日）

構成員：仲井眞沖縄県知事 他

主な活動内容：「沖縄クエスチョン2011 ワシントンシンポジウム」への出席

議題：地域安全保障、日米同盟、普天間

- ア 第1セッション —パネルディスカッション—
・議題：米国、日本、中国 戦略的三国関係と沖縄
- イ 第2セッション —ランチョン・スピーチ—
・知事スピーチ「The Futenma Relocation Issue」
- ウ 第3セッション —ディスカッション—
・議題：普天間飛行場問題をいかに解決するか

第15回訪米（平成24年10月20日～10月26日）

構成員：仲井眞沖縄県知事 他

主な要請先：クリントン国務長官（キャンベル国務次官補）、パネッタ国防長官（リッパート国防次官補）

主な要請内容：

- ア 沖縄の米軍基地問題の解決促進
・普天間飛行場の移設・返還計画の加速化
・MV-22オスプレイ配備計画の見直し
・嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の早期の具体化
・日常的に発生する騒音等の問題の解決
・日米地位協定の見直し
- イ 米軍人等に対する一層の綱紀肅正等について（緊急要請）
県主催シンポジウムの開催（ウィラードホテル）
議題：REBARANCE TO ASIA, REFORCUS ON OKINAWA
・パネルディスカッション
・基調講演（ジム・ウェブ米上院議員）

第16回訪米（平成27年5月27日～6月5日）

構成員：翁長沖縄県知事、城間那覇市長、稲嶺名護市長、石嶺読谷村長 他

主な面談先：国務省（ヤング日本部長）、国防総省（アバクロンビー国防次官補代理代行）、連邦議会関係（マケイン上院軍事委員会委員長、リード上院軍事委員会副委員長、ビショップ下院議員、コ克蘭上院議員、デント下院議員、ヒロノ上院議員、ガバード下院議員、シャーツ上院議員） 他

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の状況について
- ・普天間飛行場の辺野古移設に関する沖縄県の考え方等について
- ・日米安全保障体制への認識について

第17回訪米（平成28年5月16日～5月19日）

構成員：翁長沖縄県知事 他

主な面談先：モンデール元副大統領、連邦議会関係（コ克蘭上院議員、キャピト上院議員、ヒロノ上院議員、コール下院議員、エマー下院議員、マッカラム下院議員、ウィットマン下院議員、ボルダーロ下院議員、ローウェンタール下院議員、スコット下院議員、サーモン下院議員（補佐官対応）、イスラエル下院議員） 他

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の状況について
- ・沖縄の基地建設の歴史的経緯について
- ・辺野古新基地建設に関する状況等について

第18回訪米（平成29年1月30日～2月5日）

構成員：翁長沖縄県知事 他

主な面談先：国務省（ヤング日本部長）、国防総省（ヴォステイ日本部長代行）、連邦議会関係（ハナブサ下院議員、マーフィー下院議員、ベラ下院議員、プライス下院議員、ラッパーズバーガー下院議員、クストフ下院議員（補佐官対応）、ピーターズ下院議員、バラデオ下院議員、テイラー下院議員、ゲーツ下院議員、ジェンキンス下院議員、ウォーマック下院議員、ドイル下院議員） 他

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の状況について
- ・沖縄の基地建設の歴史的経緯について
- ・辺野古新基地建設に関する状況等について

- ・日米安全保障体制への影響の懸念について

沖縄コレクション公開セミナーの開催（ジョージ・ワシントン大学エリオットスクール）

概要：沖縄の理解促進を図るとともに、沖縄コレクションの情報発信を行うことを目的として、沖縄関連研究者及び学生等を対象に、翁長知事から「沖縄の基地問題」について、富川政策参与から「沖縄経済の将来とアジア～脱米軍基地依存の展望～」について講演を行った。

第19回訪米（平成30年3月11日～3月16日）

構成員：翁長沖縄県知事 他

主な面談先：国務省（ウェブルス担当官）、国防総省（ウィンターニッツ筆頭部長代行）、連邦議会関係（リッシュ上院議員、ボルダーロ下院議員）スタンフォード大学教授（フィンガー氏）、沖縄ジュゴン訴訟原告団（ガルビン氏） 他

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の状況について
- ・沖縄の基地建設の歴史的経緯について
- ・辺野古新基地建設に関する状況等について
- ・在沖海兵隊のグアムへの移転の支障等について

県主催シンポジウムの開催（キャピタルヒルトンホテル）

議題：変わりゆく東アジアの安全保障体制と沖縄－在日米軍の在り方の再考－

ア 第1部基調講演 沖縄県知事 翁長 雄志

イ 第1部基調講演に対するコメント

（ア）ウィリアム・ペリー氏（元国防長官）

（イ）アンドリュー・イエオ氏（米国カトリック大学准教授）

ウ 第2部基調講演 ウィリアム・ペリー氏

エ 第3部パネルディスカッション パネリスト

（ア）モートン・ハルペリン氏（元国防次官補）

（イ）エリック・ヘジンボサム氏（マサチューセッツ工科大学研究員）

（ウ）野添 文彬氏（沖縄国際大学准教授）

（2）ワシントン駐在

ワシントン駐在は、辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えや沖縄の正確な状況を米国政府、連邦議会関係者等へ伝え、沖縄の課題解決に向けて取り組むため、沖縄の基地問題に関連する情報収集、沖縄の状況などの情報発信、知事訪米の対応を主な役割とし、設置された。

ア 事務所の概要

（ア）開設日：平成27年4月27日

（イ）住所：1101 Connecticut Avenue, NW Suite 450 Washington DC 20036

（ウ）職員構成：駐在職員2名

イ 活動状況

ワシントン駐在は、米国政府、連邦議会関係者、シンクタンクなどの有識者に対し、沖縄の基地問題に関連する知事の考えや沖縄の正確な状況を説明し、意見交換等をおして、協力関係の構築を図っている。また、米国政府や連邦議会などの動きを、定期的に本庁に報告し、情報の共有を図り米軍基地問題の対応に活用している。

知事訪米においては、国務省、国防総省、連邦議会議員、シンクタンクなどの面談先との調整、交流レセプションの設定などを担い、効果的な活動を支援している。

ウ ホームページなどによる情報発信

（ア）国内向けホームページ（日本語）による発信

a ワシントン駐在概要

b ワシントン駐在の活動（知事訪米の対応、米政府・米連邦議会等への対応、交流・広報活動、ワシントンにおけるシンポジウム等）

（イ）米国向けホームページ（英語）による米国政府関係者や連邦議会関係者、有識者をはじめとした米国民を対象とした発信

a 知事の米軍基地問題等に対する考え

b 沖縄県の概況

c 沖縄の米軍基地に関する情報（米軍基地の形成過程、米軍施設・区域の現状、米軍基地を巡る諸問題、米軍基地と沖縄の経済等）

- d 県政の最新動向（普天間飛行場移設問題の現状と今後について等）
 - e ワシントン駐在を活用した取組等
- (ウ) 沖縄コレクションの設置支援、図書の実質強化

エ その他

米国政府関係者等への活動の他にも、マスコミへの取材対応、現地学生への講演や意見交換等、米国内の県人会関連行事への参加なども行い、沖縄の理解促進に努めている。

(3) 沖縄コレクション設置事業

米国内において、基地問題を始めとする様々な沖縄の問題の理解を深め、課題解決につなげることを目的として、沖縄の歴史、政治、経済、文化等の図書及び資料の実質化を図り、米国の研究者、学生、政策立案者、一般市民が容易に沖縄について研究や学習ができる環境を整備するため、平成27年3月に米ジョージ・ワシントン大学図書館に沖縄コレクションを設置した。

ア 沖縄コレクション概要

(ア) 設置日：平成27年3月11日

(イ) 所在：The George Washington University 2130 H Street, N.W, Suite 708 Washington, D.C. 20052

(ウ) 図書数：約2,000冊（平成30年3月現在）

第4節 基地問題に対する県民意識

1 県民大会

戦後、67年もの間、日常的に発生する米軍機の騒音や種々の事件・事故の発生による、県民生活への悪影響など、基地問題に対する県民の苛立ちは、度々県民大会を開催するに至り、日米両政府に対する抗議や要請を決議した。

(1) 基地の整理縮小、地位協定の見直しを要求する県民総決起大会（平成7年10月21日）

平成7年9月に発生した米兵による少女暴行事件発生に伴い、起訴前に被疑者を日本側へ引き渡たすよう地位協定の見直し、基地の整理縮小の促進などを求めた。主催者発表で85,000名が参加した。

(2) 陸軍複合射撃訓練強行実施緊急抗議県民大会（平成17年7月19日）

キャンプ・ハンセン・レンジ4の米陸軍都市型戦闘訓練施設での実弾射撃訓練の開始に伴い、陸軍複合射撃訓練場を即時閉鎖・撤去、金武町伊芸地域の基地撤去を求めた。主催者発表で10,000名が参加した。

(3) 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し国外・県外移設を求める県民大会 (平成22年4月25日)

鳩山首相が普天間飛行場の移設先を5月末までに決めるとした発言に伴い、同飛行場を早期に閉鎖・返還するとともに、県内移設を断念し、国外・県外に移設するよう求めた。主催者発表で93,700名が参加した。

(4) オスプレイ配備に反対する県民大会（平成24年9月9日）

垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイが普天間基地に配備されることに伴い、配備計画の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去を求めた。主催者発表で101,000名が参加した。

(5) 戦後70年止めよう辺野古新基地建設！沖縄県民大会（平成27年5月17日）

日米両政府に米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去、新基地建設と県内移設の断念を要求する大会決議を採択した。主催者発表で35,000名が参加した。

(6) 元海兵隊員による残虐な蛮行を糾弾！被害者を追悼し海兵隊の撤退を求める県民大会 (平成28年6月19日)

20歳の女性の命が奪われた元海兵隊員による暴行殺人事件を受け、米軍関係の事件や事故を根絶するため在沖米海兵隊の撤退、地位協定の抜本的改定などを求める決議を採択した。主催者発表で65,000名が参加した。

(7) 違法な埋立工事の即時中止・辺野古新基地建設断念を求める県民集会（平成29年3月25日）

「違法な埋立工事の即時中止と、辺野古新基地建設の断念を強く日米両政府に求める」とする決議を採択した。主催者発表で3,500名が参加した。

(8) 翁長知事を支え、辺野古に新基地を造らせない県民大会（平成29年8月12日）

大会では「政府は法解釈をねじ曲げ、沖縄の民意を圧殺し続けている」、「私たちは翁長知事が提訴した辺野古新基地建設工事を差し止める訴訟を支持し、全力で支える」と宣言した。また、普天間の即時閉鎖・撤去、オスプレイの配備撤回や自衛隊への導入撤回などを日米両政府に要求する特別決議を採択した。主催者発表で45,000名が参加した。

2 県民投票

平成8年9月8日、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」（以下「県民投票条例」という。）に基づき、沖縄県において都道府県レベルでは全国で初めての県民投票が実施された。

県民投票は、県民が戦後50年間も米軍基地の重圧を受けながら、基地問題について県民の意思を表明する機会がないまま過重な負担を強いられるという差別的な状況に置かれ、将来にわたって沖縄の米軍基地が固定化されるのではないかと懸念される状況にあって、日米地位協定の見直しと米軍基地の整理縮小を求める意思を表明することができたという点で、大きな意義があったものと思われる。

また、このような県民投票は、一般には馴染みの薄い制度であり、軍用地主の生計、基地従業員の雇用、市町村における基地関連収入、米軍基地の跡地利用など、基地返還への期待と不安が交錯する複雑な県民感情がある中で、投票率が59.53パーセントに達したことは、県民が沖縄の基地問題に強い関心と期待を持っていることの表れであると考えられる。

投票結果については、有権者数909,832名のうち投票者数は541,638名、投票率は59.53パーセント（男57.16パーセント、女61.78パーセント）であった。有効投票数は528,770票、無効投票数は12,856票で、有効投票のうち賛成は482,538票、反対は46,232票で、賛成票は有効投票の91.26パーセント、投票総数の89.09パーセントであった。

日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に対する県民投票の結果

項目 男女別	当日投票資格者数 (A)	投票者数 (B)	棄権者数 (A-B)	投票率 (B/A×100)
男	442,102 人	252,695 人	189,407 人	57.16%
女	467,730 人	288,943 人	178,787 人	61.78%
計	909,832 人	541,638 人	368,194 人	59.53%

(開票結果)

賛成・反対別	投票数
賛成	482,538票
反対	46,232票
計	528,770票

有効投票数 (A)	無効投票数 (B)	投票総数 (C=A+B)	不受理持ち帰り数 (D)	投票者数 (E=C+D)
528,770 票	12,856 票	541,626 票	12 票	541,638 人

3 「沖縄からのメッセージ」事業

平成7年10月の85,000名が参加した県民総決起大会の開催から、その後の県知事による駐留軍用地代理署名拒否と一連の基地問題がクローズアップされ、全国的に大きな関心を引き起こした。

その際、県知事あてに多数の激励の手紙や葉書等が寄せられたが、その中で本県の基地の実態が本土の人々に十分に知らされていないとの意見が数多くあった。

国土面積のわずか0.6パーセントに過ぎない狭隘な沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約75パーセントが集中する本県の実状を広く国民に伝え、国民と共に考える機会を設けることは、沖縄の基地問題を解決する上で重要な意味を持つものである。

「沖縄からのメッセージ」事業は、主要なテーマである基地問題とともに、平和や文化についても広く紹介し、より多くの国民の理解と協力を得ることを目的として実施された。

平成8年2月2日の青森県から始まった同事業は、平成9年11月26日の奈良県を最後に全国46都道府県で実施され、平成10年度には5都道府県で同事業が実施された。

また、米国においても平成9年4月、5都市で同事業が実施された。

参加した人々は、自分の知らない基地問題の存在や沖縄の苦難の歴史を知るとともに、沖縄の基地問題を日本全体の問題として考えていきたいとの感想が数多く寄せられた。また、パンフレット、パネル、ビデオについては、平和学習の資料として活用したいとの申し合わせが全国各地から相次いだ。

4 県民意識調査

「県民意識調査」は、県民の意識や価値観、ニーズの変化及び行政に対する要望等について把握して合理的な分析を行い、県政運営に広く活用することを目的とし、昭和54年以降、概ね5年ごと（平成24年以降は3年ごと）に実施している。直近の平成27年8月14日から9月23日にかけて実施された「県民意識度調査」のうち、基地関係に係る項目については以下のとおりである。

(1) 県民が特に力を入れてほしい米軍基地への対策

米軍基地について、県や国に特に力を入れてほしいものについて、18の項目の中から順位を付けて3つ選んでもらった項目のうち、1番目に上げられた対策をみると、「基地を返還させること」が33.2パーセントと極めて高く、つづいて「日米地位協定を改定すること」が17.3パーセント、「米軍

人等の犯罪や事故をなくすこと」が14.8パーセント、「米軍機の騒音や住宅地上空の低空飛行訓練をなくすこと」が11.2パーセントとなっている。

(2) 加重平均値からみた米軍基地への対策

また、選択された項目を総合的に評価するため、1位に3点、2位に2点、3位に1点のウェイト付けして算出した加重平均値でみると、「基地を返還させること」が18.8と最も高く、次いで「日米地位協定を改定すること」が15.7、「米軍人等の犯罪や事故をなくすこと」が15.1が続いている。特に、「基地を返還させる」については1番目に選択された割合も33.2パーセントと高く、県民の多くが望んでいることがわかる。

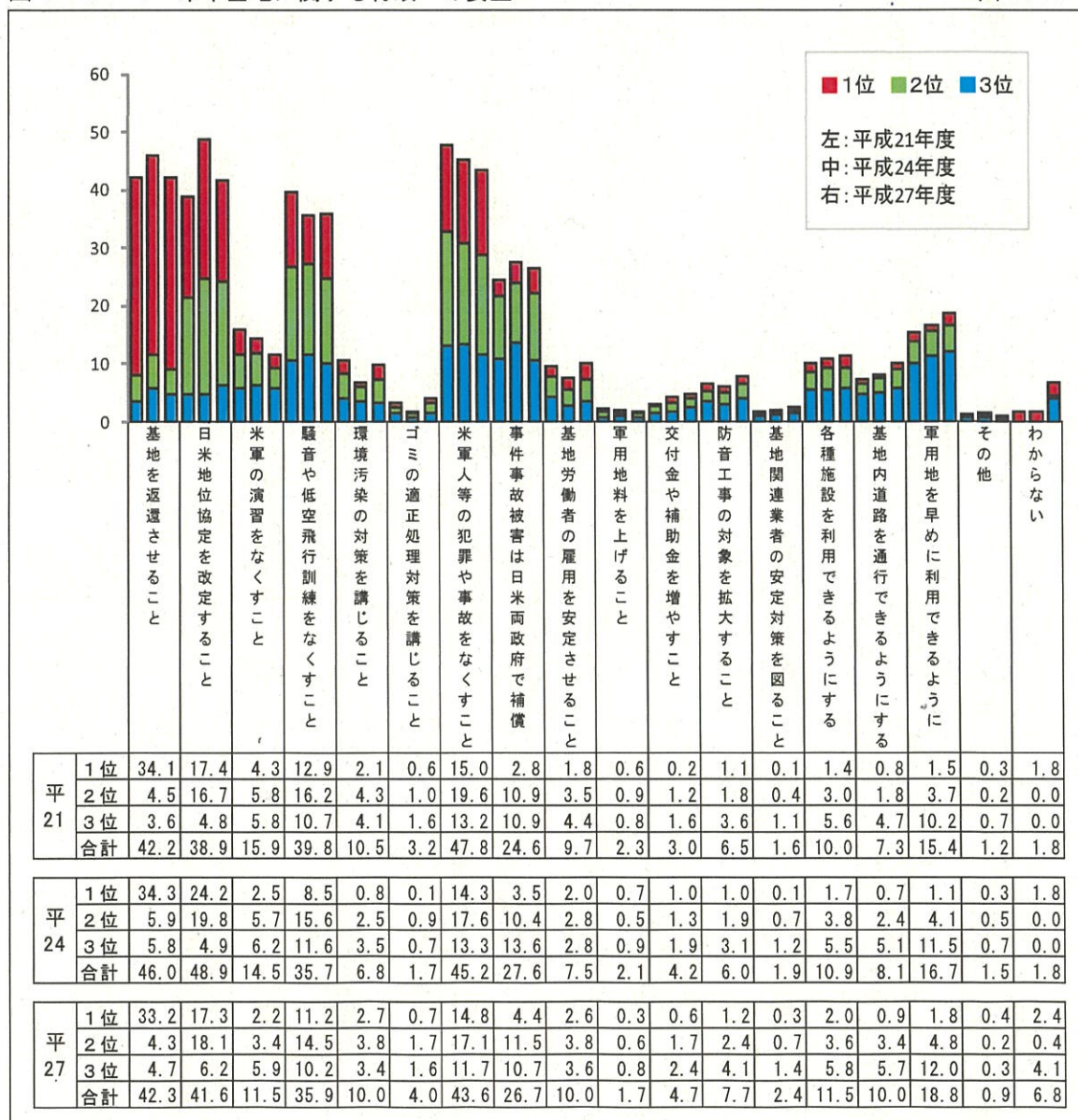
〈特に力を入れて欲しい米軍基地対策〉

米軍基地から派生する様々な課題について選択肢を示し、県や国に特に力を入れてほしいものについて、順位をつけて3つ選んでもらった。

過去2回の調査（平成21年度調査、平成24年度調査）結果との比較を示したのが図4-3-1である。

図4-3-1 米軍基地に関する行政への要望

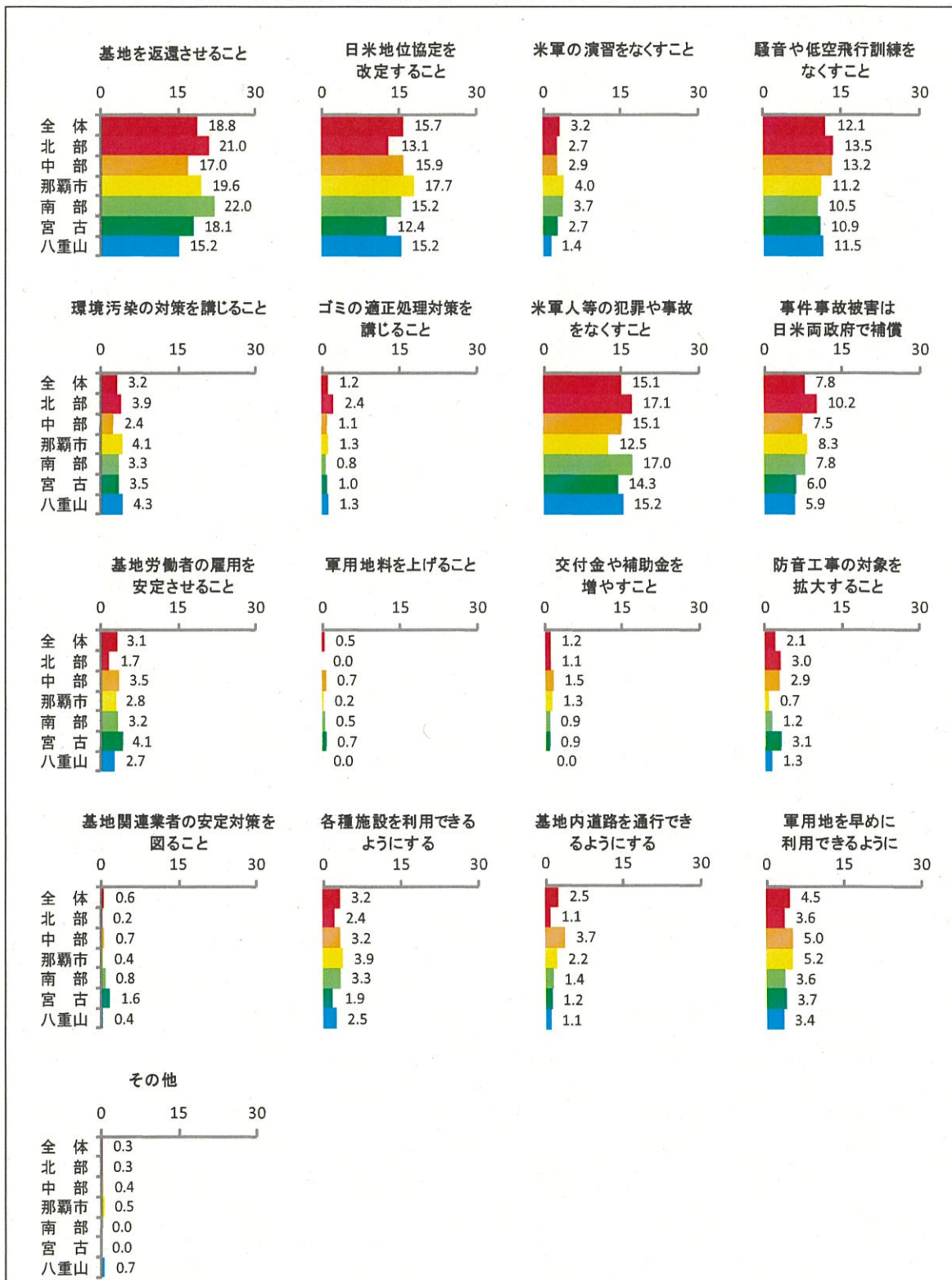
単位：%



〈加重平均値からみた米軍基地対策〉

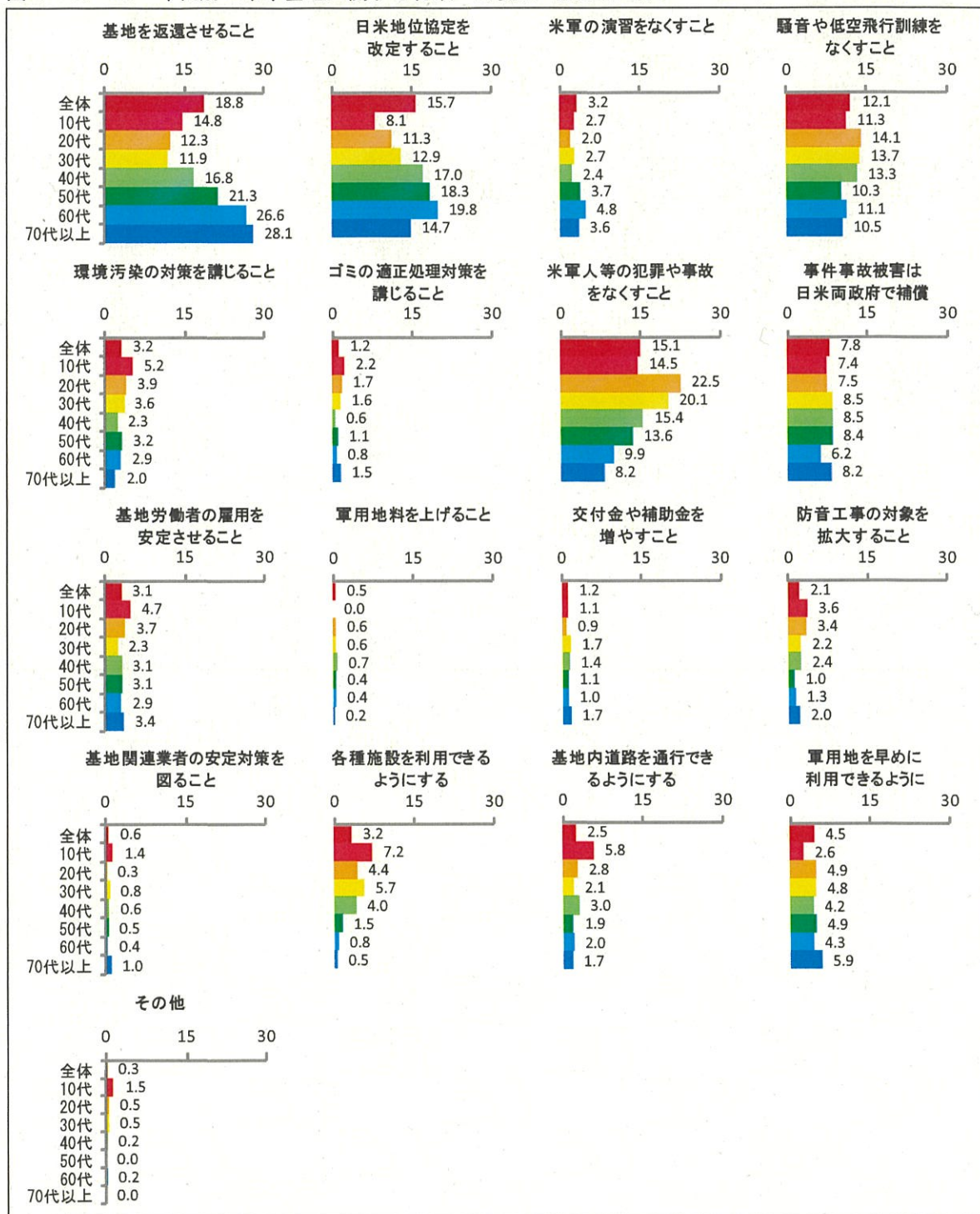
沖縄県を6地域（北部、中部、那覇市、南部、宮古島、八重山）に分けて、米軍基地に対する要望を加重平均で比較したのが図4-3-2である。

図4-3-2 地域別 米軍基地に関する行政への要望（加重平均）



年代別による米軍基地に対する要望を加重平均で比較したのが図4-3-3である。

図4-3-3 年代別 米軍基地に関する行政への要望（加重平均）



性別による米軍基地に対する要望を加重平均で比較したのが図4-3-4である。

図4-3-4 性別 米軍基地に関する行政への要望（加重平均）

